

第3期
伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
伊勢崎市

「未来の担い手が育ち、全ての人 が成長し続けられるまち」を目指して



わが国におきましては現在、少子化と人口減少が続いている一方で、子育てをしながら働く親の割合は増加し、保護者一人ひとりが感じる育児に対する負担は以前より大きくなっています。また、経済的な事情から、こどもを産み育てることに対して、不安を感じている若者も少なくありません。以前にも増して、国や地方自治体と地域がより密接に連携し、こどもと子育てを社会全体で支え合う、新たな仕組みが求められています。

このような中、本市においては、平成 27 年度に伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に関わる様々な事業の推進や、子育て支援施設の整備などに努めてまいりました。また、市の諮問機関である、子育て関連団体の代表やこどもの保護者などからなる、伊勢崎市子ども・子育て会議において、よりよいこども施策について議論を重ねてまいりました。

そして、令和6年度をもって、第2期子ども・子育て支援事業計画の期間が満了することに伴い、新たに第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この新たな計画では、令和7年度から施行される第3次伊勢崎市総合計画における子育て・教育施策のゴールである「未来の担い手が育ち、全ての人々が成長し続けられるまち」の実現に向け、家庭のライフスタイルや地域コミュニティの在り方など多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心してこどもを産み育てられるよう、政策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、未来の本市のこどもたちのことを考え、様々な機会を通じて多くの市民の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきましたこと、また伊勢崎市子ども・子育て会議において、会議委員の皆様にご多大なるご尽力を賜りましたことに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長

臂 泰雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景	2
1-2 子ども・子育て支援施策の動向について	3
(1) 子ども・子育て政策に関する主な動き	3
(2) 子ども・子育て支援事業計画の役割について	4
1-3 計画の目的・位置付け	6
(1) 計画の目的・法的根拠	6
(2) 計画の位置付け、他計画との関連・整合	6
(3) 計画期間	6
1-4 計画の策定体制	7
(1) 伊勢崎市子ども・子育て会議	7
(2) 子育て支援ニーズ調査	8
(3) パブリックコメント手続	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	9
2-1 伊勢崎市の概況	10
(1) 人口及び世帯	10
(2) 家庭の状況	12
(3) 就労状況	12
(4) 地域の子育て支援の状況	14
(5) 教育・保育の状況	15
(6) 児童福祉等の状況	18
2-2 第3期に向けた社会的な背景・課題	21
(1) 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	21
(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供	26
(3) ひとり親家庭への支援	28
(4) 配慮が必要な子どもと家庭への支援	28
(5) こどもの健全育成	29
(6) 子育て家庭の経済的負担の軽減	32
第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系	33
3-1 計画の基本的な考え方	34
(1) 本市の子ども・子育て支援施策の方向性	34
3-2 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系	35
(1) 計画の基本理念	35
(2) 計画の基本目標	35
(3) 施策の体系図	36

(4) 施策の体系	37
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	39
ステージⅠ 妊娠・出産期	40
ステージⅡ 乳幼児期	42
ステージⅢ 学童期	48
ステージⅣ 各種施策の推進のために	51
第5章 子ども・子育て支援事業の実施	57
5-1 教育・保育の提供区域の設定	58
5-2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	59
(1) 「量の見込み」の算出手順	59
(2) こどもの人口推計	60
(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策	61
5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	64
(1) 地域子ども・子育て支援事業	64
(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	66
第6章 子ども・子育て支援関連事業の実施	71
6-1 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画	72
(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画	72
6-2 「放課後児童対策パッケージ」の取組	72
(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨	72
(2) 放課後児童対策の具体的な内容について	73
(3) 本市の整備計画等について	73
第7章 推進体制	75
7-1 計画の推進に向けて	76
(1) 計画の進行管理	76
(2) 情報提供・周知	76
(3) 広域調整や県との連携	76
(4) 計画の推進に向けて	77
資料編	79
8-1 会議・審議に係る資料	80
(1) 伊勢崎市子ども・子育て会議条例・組織及び運営に関する規則	80
(2) 伊勢崎市子ども・子育て会議 委員名簿	82
(3) 伊勢崎市子ども・子育て会議 議事経過	83
8-2 用語解説	84

第1章 計画の策定にあたって

- 1－1 計画策定の背景
- 1－2 子ども・子育て支援施策の動向について
- 1－3 計画の目的・位置付け
- 1－4 計画の策定体制

1-1 計画策定の背景

わが国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、子ども・子育ての新たな局面を迎えています。こうしたことから、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、伊勢崎市では、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に第1期、令和2年3月に第2期の「伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和6年度末をもって第2期計画が終了することから、国の基本指針に基づき、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、現状と課題を踏まえた「第3期伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

(1) 子ども・子育て政策に関する主な動き

国では、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連 3 法』を成立させ、平成 27 年から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇や、共働き家庭の増加を受け、待機児童の増加が問題となりました。

そのため、待機児童の解消を目指して、平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿を整備することとしました。また、平成 29 年に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

令和 3 年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととしています。

令和 5 年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含むこども施策は、こども家庭庁に移管されました。

（２）子ども・子育て支援事業計画の役割について

① 計画に記載する事業について

計画に記載する事業は、「子ども・子育て支援給付」に関わる部分と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分かれ、本計画ではこれらの施策の方向性や各事業の需要（量の見込み）及び需要に対する支援体制（確保方策）について定めます。

１ 子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付（児童手当）

子どものための教育・保育給付

≪施設型給付≫

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所

≪地域型保育給付≫

- ・ 小規模保育事業
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業
- ・ 事業所内保育事業

子育てのための施設等利用給付

≪施設等利用費≫

- ・ 未移行幼稚園
- ・ 特別支援学校
- ・ 預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設等

２ 地域子ども・子育て支援事業（１９事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑨ 病児病後児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑫ 延長保育事業
- ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 産後ケア事業

② 子ども・子育て支援給付における認定区分について

■ 子どものための教育・保育給付 3つの認定区分

幼稚園や保育所などの子どものための教育・保育給付については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望する場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 **利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 **利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

■ 子育てのための施設等利用給付 3つの認定区分

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化給付を受けるために創設された子育てのための施設等利用給付については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

1号認定

2号・3号認定以外のこども **利用先** 幼稚園（未移行）

2号認定

満3歳に達して最初の3月31日を経過した「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当するこども **利用先** 幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

3号認定

満3歳未満もしくは、満3歳に達してから最初の3月31日までの間にある「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する市民税非課税世帯のこども

利用先 幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

1-3 計画の目的・位置付け

(1) 計画の目的・法的根拠

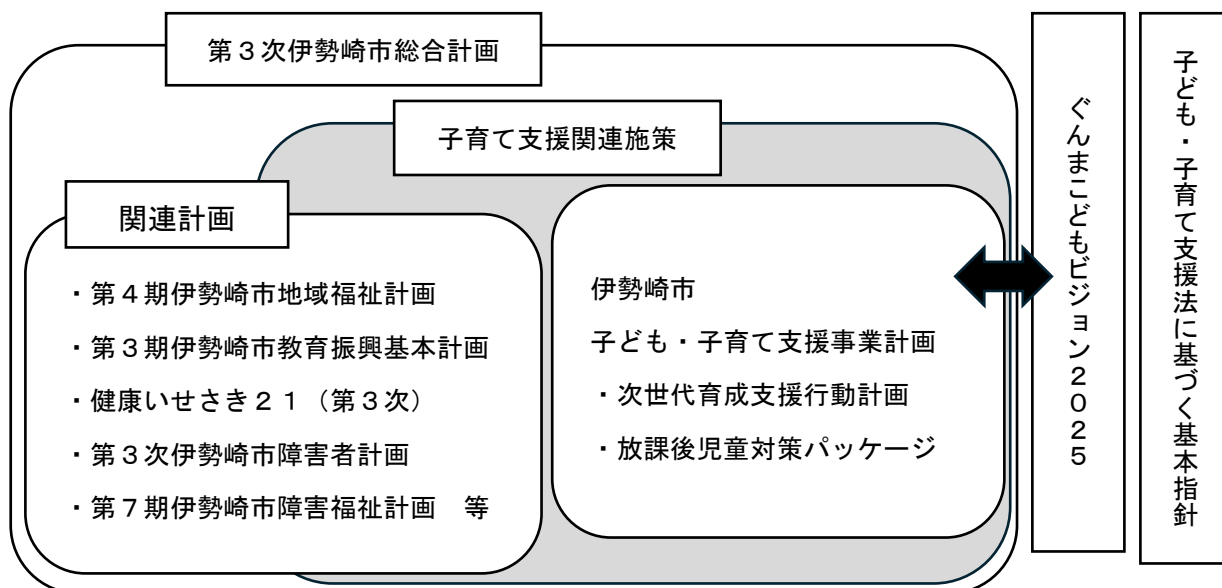
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置付けを有した計画として、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、こどもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け、他計画との関連・整合

本計画は、「第 3 次伊勢崎市総合計画」を上位計画とした子育て・教育政策に関する行政分野計画として策定します。また、策定にあたっては、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の健康・福祉分野をはじめとした様々な関連計画との連携・整合を図るものとします。

なお、本計画は国が推進する「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」及び「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組としても位置付けています。

◆計画の体系イメージ



(3) 計画期間

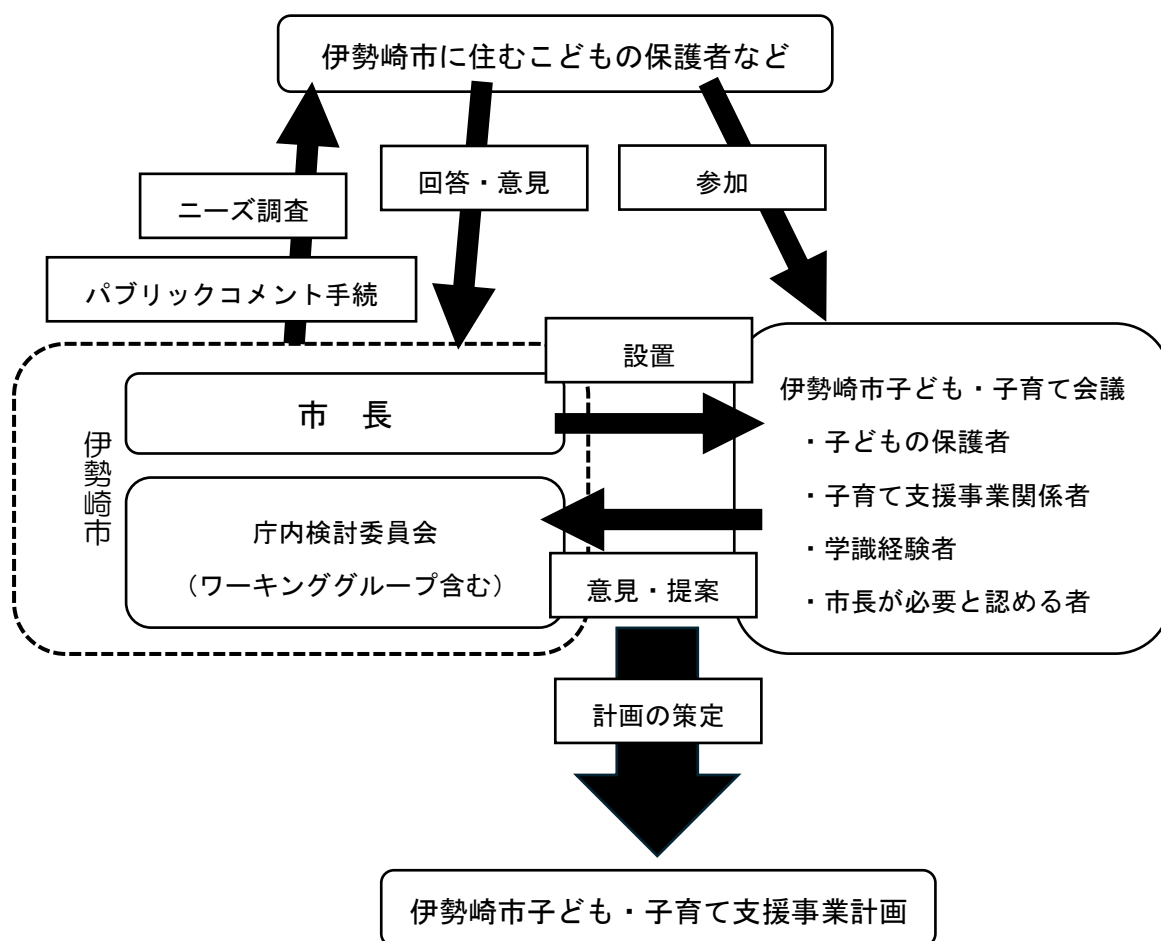
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

1-4 計画の策定体制

(1) 伊勢崎市子ども・子育て会議

本計画は、子育ての当事者や子育て支援に関係する団体等の代表者からなる「伊勢崎市子ども・子育て会議」において、委員より意見を聴き、その意見を踏まえて策定しました。
(議事経過等については78頁参照)

◆計画策定のイメージ



（２）子育て支援ニーズ調査

本計画を策定するため、生活の状況や子育てに関する保護者の意識などを把握するとともに、幼稚園・保育所等の施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、令和６年１月に実施しました。

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5歳児（保護者）	500票	240票	48.0%
2	小学生調査	6～11歳児（保護者）	500票	265票	53.0%
計			1,000票	505票	50.5%

※ニーズ調査の結果の一部を本計画に掲載していますが、就学前児童調査の結果は「就学前児童」、小学生調査は「小学生」と表記しています

※掲載しているニーズ調査結果は、選択肢ごとに小数第２位で四捨五入しているため、その割合の合計が100%とならないところがあります

（３）パブリックコメント手続

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和７年１月６日から令和７年２月４日までパブリックコメントを実施しました。いただいた意見につきましては、本市のホームページ等により回答を公表しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

2－1 伊勢崎市の概況

2－2 第3期に向けた社会的な背景・課題

2-1 伊勢崎市の概況

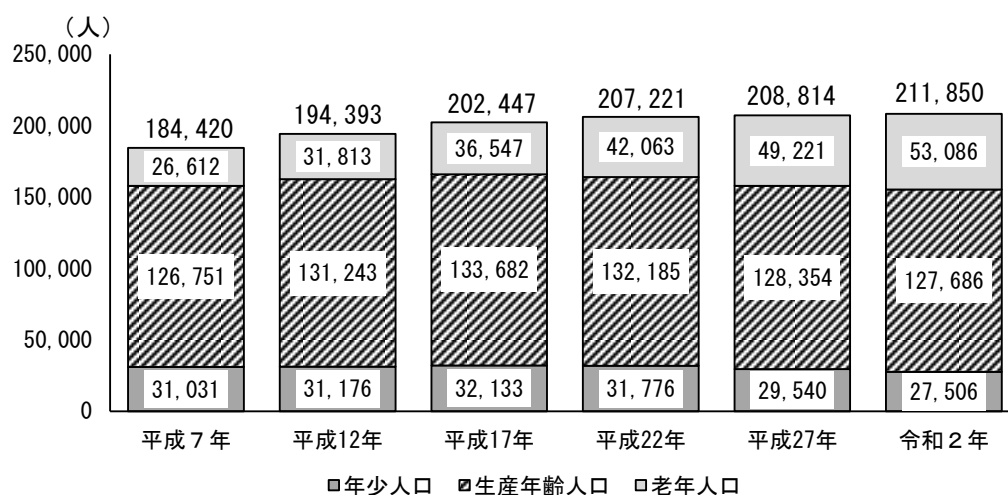
(1) 人口及び世帯

人口は増加傾向にあり、令和2年10月1日現在では、211,850人となっています。

全人口に占める年少人口の割合は、平成7年には16.8%でしたが、令和2年には13.0%に低下しています。一方、老年人口の割合は、平成7年の14.4%から令和2年には25.1%となっています。

(年少人口=15歳未満の人口 生産年齢人口=15歳以上65歳未満の人口 老年人口=65歳以上の人口)

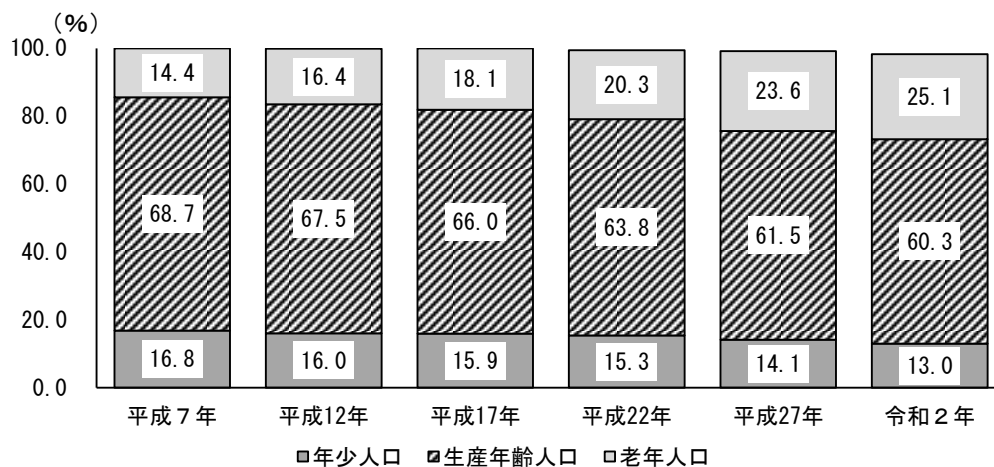
年齢3区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳を含みます

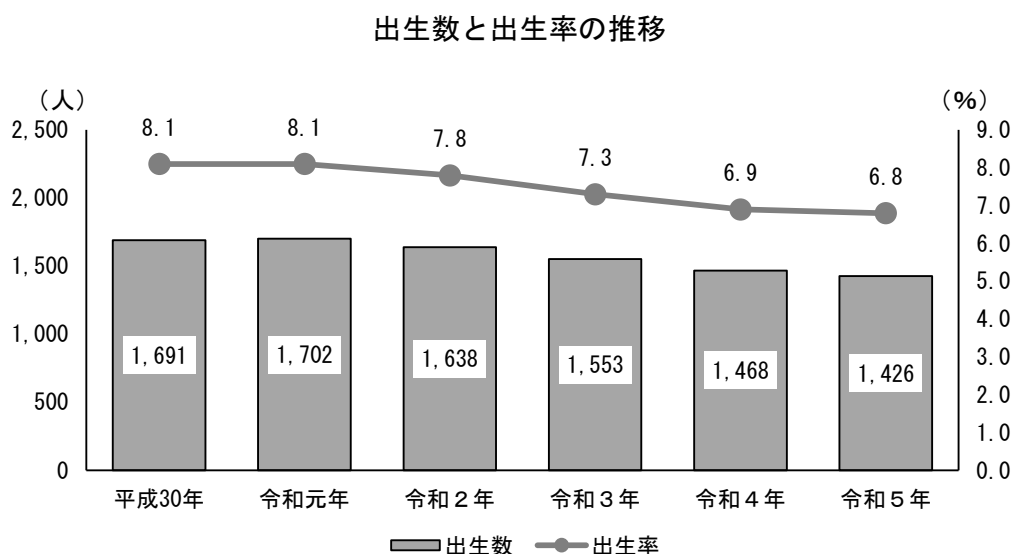
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口割合の推移



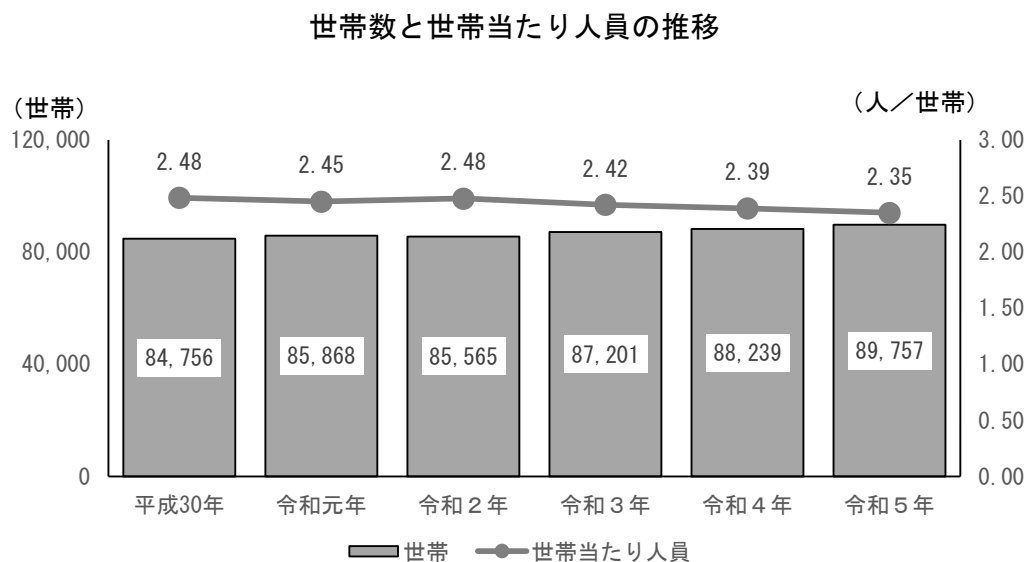
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の出生数は全体としては減少傾向で推移しており、令和5年には 1,426 人まで減少しています。また、総人口に占める出生率も 6.8%まで低下しています。



出典：群馬県移動人口調査

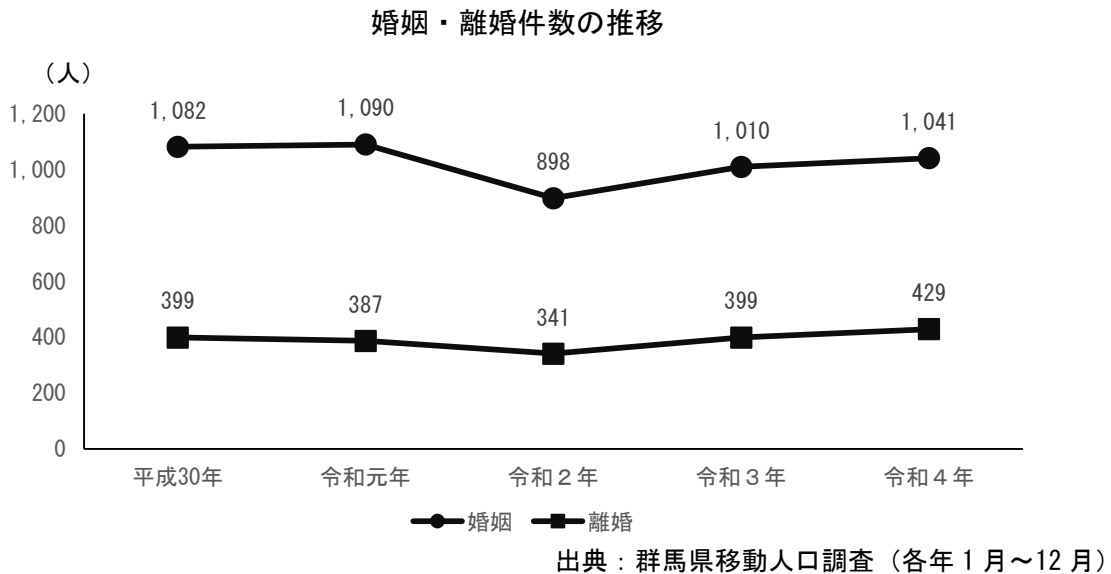
本市の世帯当たり人員は、核家族の増加や少子化の進行により、減少傾向で推移しており、令和5年には一世帯当たり 2.35 人となっています。



出典：群馬県移動人口調査

（２）家庭の状況

本市の婚姻件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、平成 30 年と令和 4 年を比べると 41 件減少しており、やや減少傾向にあります。令和 4 年現在で婚姻件数は 1,041 件、離婚件数は 429 件となっています。



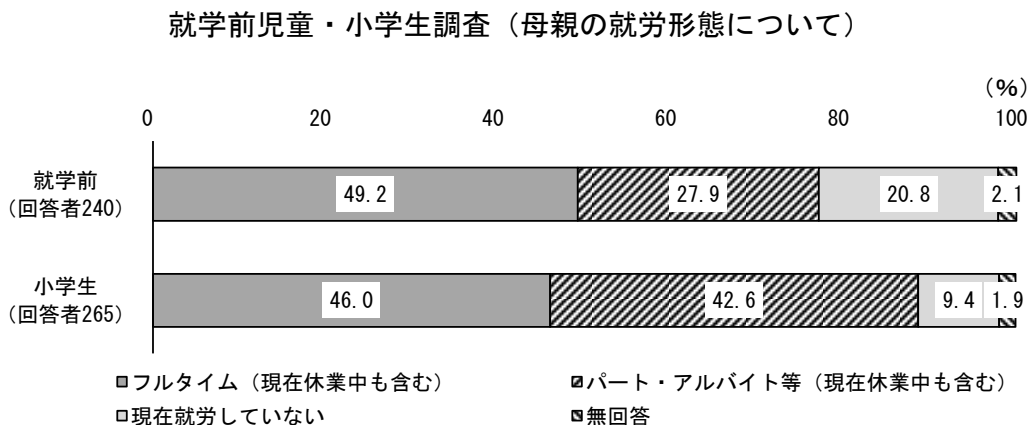
（３）就労状況

① 就労の状況

■ ニーズ調査結果より

母親の就労形態で最も多い回答としては、「フルタイム（現在休業中も含む）」となっています。小学生では、「パート・アルバイト等（現在休業中も含む）」が 42.6%と多くなっています。

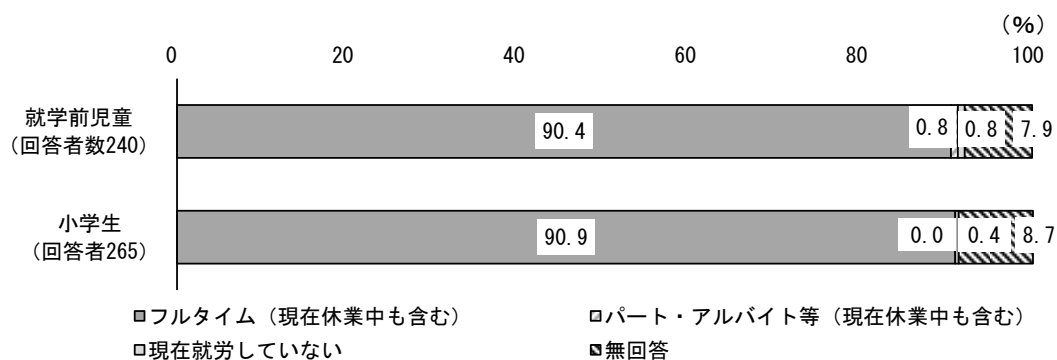
第 2 期計画策定時から比べると、就労している人の割合が就学前児童と小学生の両方で増えています。



父親の就労形態で最も多い回答としては、「フルタイム（現在休業中も含む）」となっています。

第2期計画策定時から変化はほとんどありません。

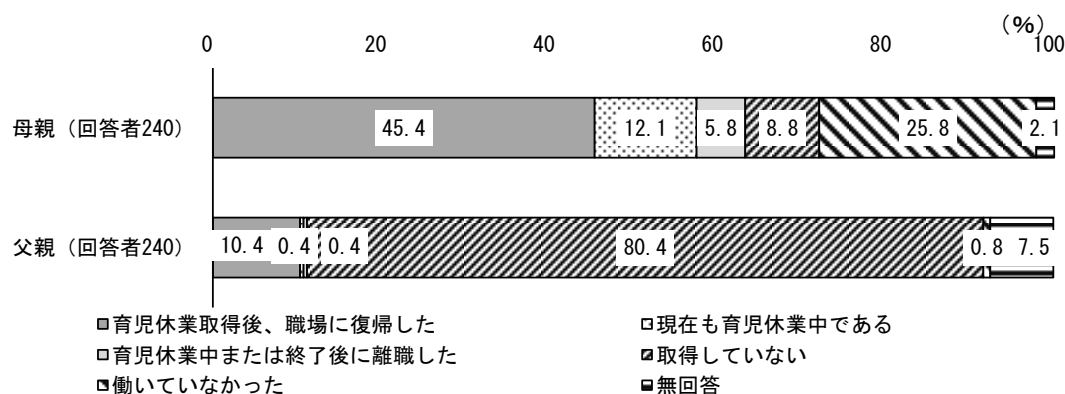
就学前児童・小学生調査（父親の就労形態について）



■ ニーズ調査結果より

育児休業については、母親では「育児休業取得後、職場に復帰した」（45.4%）、父親では「取得していない」（80.4%）が最も多くなっています。父親については、8割以上が取得していないという結果となっています。

就学前児童調査（育児休業の取得について）



（４）地域の子育て支援の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて設置されている公的な性格をもつ組織であり、児童福祉法により児童委員も兼ねており、地域の福祉ニーズを把握し、援助を要する人への適切な相談・支援活動など地域の身近な相談役として活動しています。

また、福祉事務所や関係行政機関等の業務に協力するなど、多様化する社会情勢の中、その役割は大いに期待されています。

児童委員については、地域の子育て世帯の身近な相談役にとどまらず、学校や児童館などと連携・協力して行事の運営に携わるなど、地域の子育て支援にかかせない役目を担っています。本市では令和6年12月1日現在の委員定数は333人で、内23人が主任児童委員です。

② 子ども会

本市では、子ども会育成会連絡協議会の支援のもと、指導者の養成や行事の開催など、子ども会活動の向上発展とこどもの健全育成に努めています。

◆主な活動内容

・ジュニアリーダー初級認定講習

年少指導者（ジュニアリーダー）を養成し、高校生による地域に根差した活動を推進します。

・インリーダー研修会

子ども会活動に必要な知識、技術を習得し、子ども会の活動の活性化を目指します。

・少年団指導者養成研修会

地域子ども会の初級指導者を養成し、資質向上を図ることにより子ども会活動の健全な発展と推進を目指します。

・子ども会3大行事

町内対抗相撲大会・子ども会駅伝競走大会・上毛かるた競技大会を開催しています。

③ 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、誰もが気軽に集える交流の場所づくりとして、サロン事業を推進しており、各地区社協及び各ボランティア団体が様々な活動をしています。

◆重点事業

1. 地域における「新たな支え合い」を推進しきずなを深める

- ・地域の人たちがお互いに助け合い、支え合う共助の意識を醸成するため、地域福祉に関する広報啓発活動や、あらゆる世代に対しての福祉教育と学習機会の充実を図る。

2. 地域における助け合い活動を活性化

- ・一層のボランティア活動の活性化に向けて、ボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア団体、地域福祉活動団体と地域住民のコーディネートを行う環境をつくる。

3. 住み慣れた地域での情報提供や相談支援体制の充実

- ・身近な相談支援体制及び支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境づくりと権利擁護体制の充実を図る。

④ 母親クラブ

母親クラブは、こどもたちの健全育成と子育て中の親子を支援するための活動を行っているボランティア団体です。各部の活動やお祭り等の様々な行事への参加・協力など、地域に根ざした自主的なボランティア活動を通して、他団体や多くの人たちと交流を深めることで、地域の子育て支援活動を促進しています。

（５）教育・保育の状況

① 幼稚園の状況

令和5年5月現在、幼稚園は市内に10園あり、うち9園が市立、1園が私立の幼稚園となっています。令和5年5月現在の在園者数は493人で、近年においては減少しながら推移しています。

幼稚園数の推移

（単位：施設）	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
市立幼稚園 施設数	10	9	9	9	9	9
私立幼稚園 施設数	4	2	1	1	1	1
計	14	11	10	10	10	10

※私立幼稚園の施設数は認定こども園へ移行した園を除くもの
※各年5月1日現在

在園者の人数の推移

（単位：人）	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
市立幼稚園 人数	484	509	507	445	374	337
私立幼稚園 人数	816	361	180	176	168	156
計	1,300	870	687	621	542	493

※各年5月1日現在

② 保育園・認定こども園の状況

令和5年4月現在、保育施設は市内に53園あり、うち5園が市立、48園が私立の保育施設となっています。令和5年4月現在の入所人数は5,779人で、直近の3年間はほぼ横ばいで推移しています。

保育園・認定こども園の施設数の推移

(単位：施設)	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
市立保育所 施設数	5	5	5	5	5	5
私立保育園 施設数	29	29	29	28	26	25
認定こども園 施設数	16	18	19	20	22	23
計	50	52	53	53	53	53

※各年4月1日現在

保育園・認定こども園の入所人数の推移

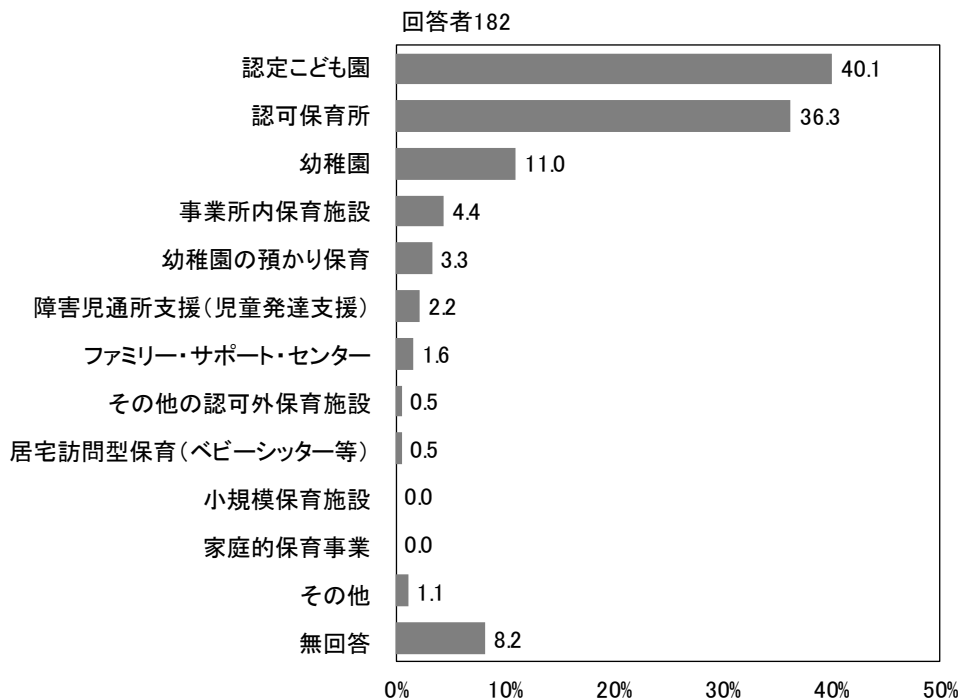
(単位：人)	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
入所人数	5,798	5,668	5,893	5,794	5,804	5,779

※各年4月1日現在

■ ニーズ調査結果より

年間を通じて認定こども園を利用している、と回答した人の割合は40.1%、認可保育所を利用している人は36.3%となっています。※複数回答のため合計100%を超えています

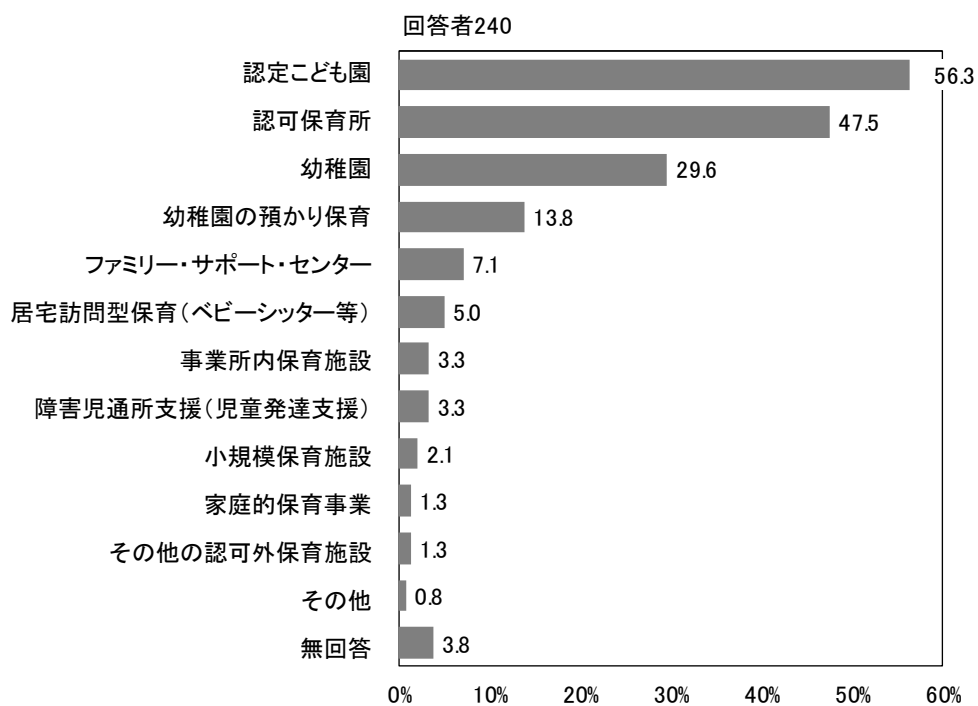
就学前児童調査（年間を通じて利用している事業の利用状況）



■ ニーズ調査結果より

利用している、していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育等に関わるサービスについては、認定こども園との回答が 56.3%で最も多く、次いで認可保育所が 47.5%、幼稚園が 29.6%となっています。※複数回答のため合計 100%を超えています

就学前児童調査（利用にかかわらず、定期的に利用を希望する事業）



(6) 児童福祉等の状況

① 児童虐待・福祉の状況

家庭相談員等が、こどもと家庭に関する様々な悩みや相談に応じ、こどものしつけ、養育、発達に関すること、学校生活、非行、家庭環境（ヤングケアラーを含む）などについて必要な助言指導を行い、子育て家庭の支援を行いました。

相談種類別受付件数

(単位：件)	養護相談		保健 相談	障害相談					
	虐待	その他		肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発達 障害等	重症心 身障害	知的 障害	発達 障害
R 3 年度	102	100	3	0	0	1	0	1	5
R 4 年度	117	81	8	0	0	0	0	0	9
R 5 年度	128	58	0	0	0	0	0	0	8

(単位：件)	非行相談		育成相談				その他	計
	ぐ犯 行為等	触法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ		
R 3 年度	4	0	16	7	0	19	38	296
R 4 年度	2	0	22	11	0	21	41	312
R 5 年度	4	0	9	12	0	39	48	306

出典：伊勢崎市の福祉

また、児童虐待防止への取組として、虐待を受けている児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、保健・福祉・医療・教育など関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童等の情報の共有、情報交換などを実施しました。

個別検討会議開催回数

(単位：回)	虐待	養護	障害	非行	育成	その他	計
R 3 年度	63	51	0	0	0	8	122
R 4 年度	36	50	0	0	0	21	107
R 5 年度	22	31	0	0	0	16	69

出典：伊勢崎市の福祉

② ひとり親相談の実施

母子・父子自立支援員等が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済的なこと、仕事に関すること、教育などについて必要な助言を行い、ひとり親家庭等の自立支援を行いました。

ひとり親相談合計件数

(単位：件)	件数
R 3 年度	395
R 4 年度	329
R 5 年度	220

生活一般に関する相談受付件数

(単位：件)	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育費等	その他	計
R 3 年度	10	16	82	68	0	30	0	206
R 4 年度	6	4	49	80	0	58	0	197
R 5 年度	4	1	27	86	0	17	7	142

児童に関する相談受付件数

(単位：件)	養育	教育	非行	就職	その他	計
R 3 年度	67	8	0	0	7	82
R 4 年度	20	8	0	0	0	28
R 5 年度	11	10	0	1	1	23

生活援護に関する相談受付件数

(単位：件)	母子父子 福祉資金	寡婦福祉 資 金	公的年金	児童扶養 手 当	生活保護	税	その他	計
R 3 年度	4	0	0	11	2	0	70	87
R 4 年度	7	5	0	10	2	2	63	89
R 5 年度	6	1	0	15	2	0	30	54

その他の相談受付件数

(単位：件)	売店設置	タバコ販売	公営住宅	母子生活 支援施設	その他	計
R 3 年度	0	0	9	11	0	20
R 4 年度	0	0	7	8	0	15
R 5 年度	0	0	1	0	0	1

出典：伊勢崎市の福祉

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校就学児童の放課後の遊びと生活の場です。実施団体に事業を委託し、児童の健全育成の向上を図りました。

放課後児童クラブ数の推移

施設種別	支援の単位数（各年4月時点）				
	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
公設公営	5	5	5	4	4
公設民営	15	17	17	17	17
民設民営	57	68	72	74	75
合計	77	90	94	95	96

放課後児童クラブの入所状況

単位：人

施設種別	月平均利用児童数				
	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
公設公営	182	156	122	116	117
公設民営	688	613	652	660	636
民設民営	1,854	1,866	1,935	2,088	2,211
合計	2,724	2,635	2,709	2,864	2,964

2-2 第3期に向けた社会的な背景・課題

(1) 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

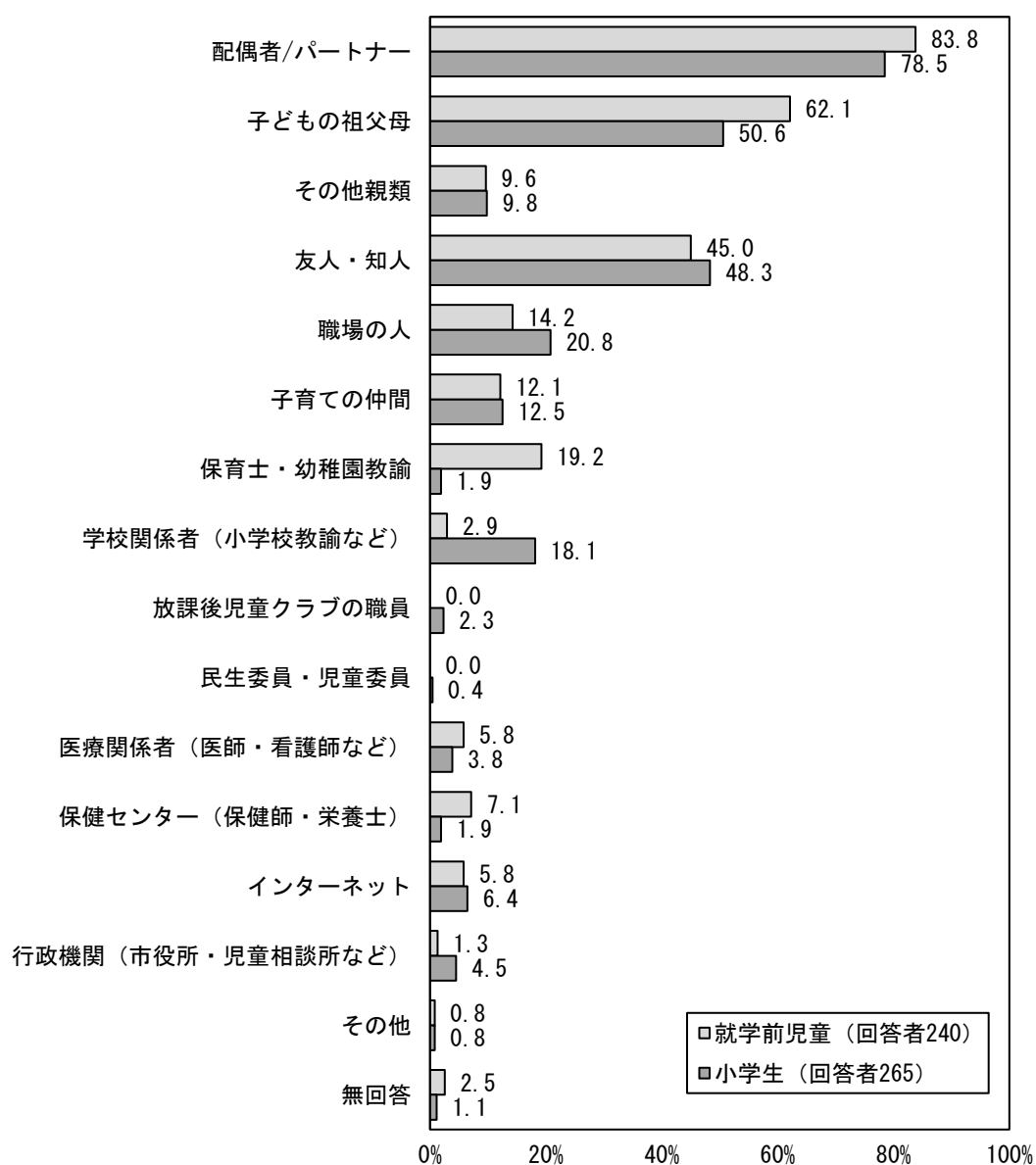
- ◆ 「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ◆ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、全てのこどもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ◆ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が変化。

■ ニーズ調査結果より

子育ての悩みや不安を相談したい相手としては、就学前児童では、「配偶者/パートナー」(83.8%)が最も多く、次いで「子どもの祖父母」(62.1%)、「友人・知人」(45.0%)となっています。

小学生では、「配偶者/パートナー」(78.5%)が最も多く、次いで「子どもの祖父母」(50.6%)、「友人・知人」(48.3%)となっています。

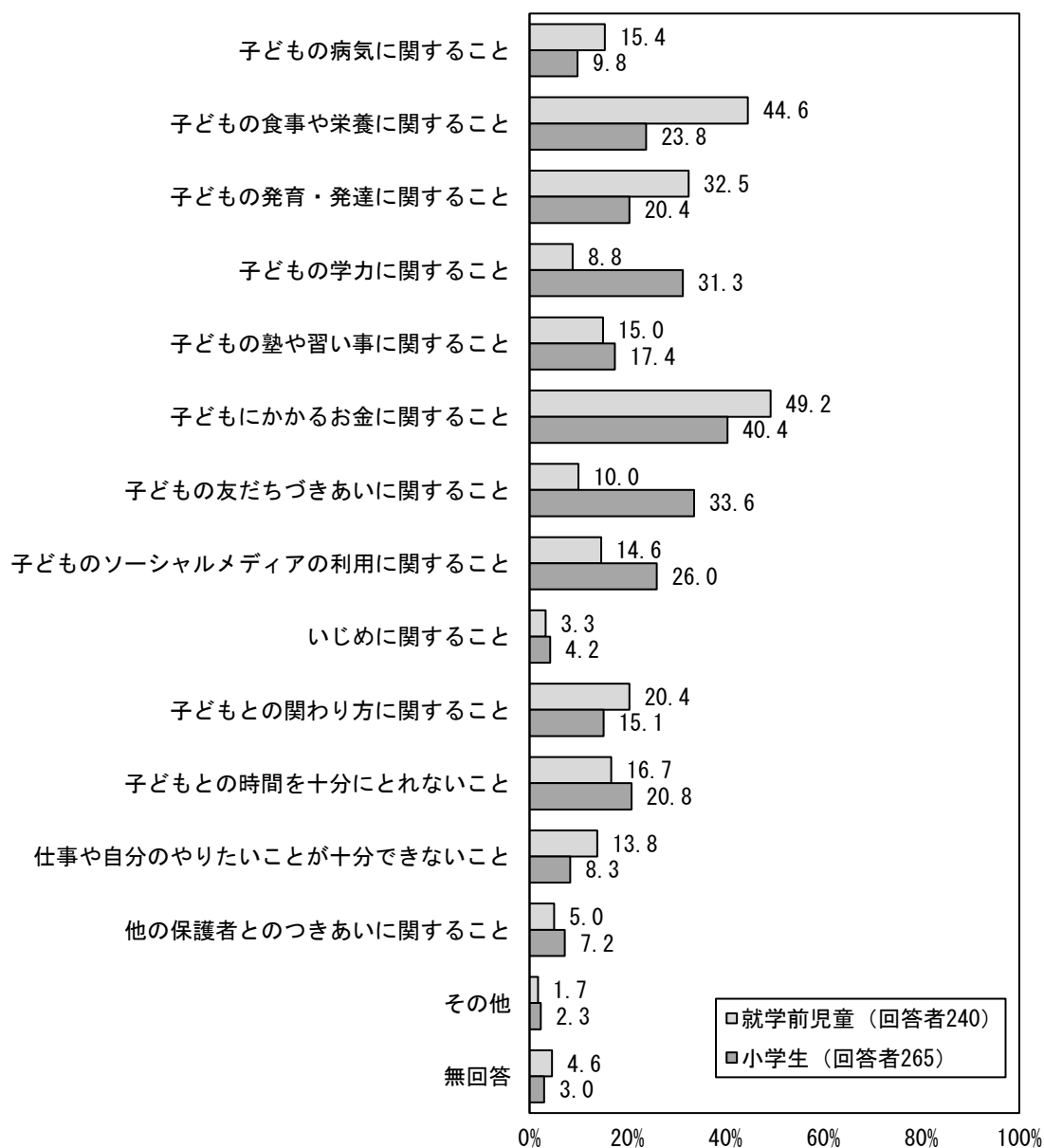
就学前児童・小学生調査（子育ての悩みや不安を相談したい相手）



日ごろ子育てで悩んでいることや気になることについては、就学前児童では、「子どもにかかるお金に関すること」(49.2%)が最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(44.6%)、「子どもの発育・発達に関すること」(32.5%)となっています。

小学生では、「子どもにかかるお金に関すること」(40.4%)が最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」(33.6%)、「子どもの学力に関すること」(31.3%)となっています。

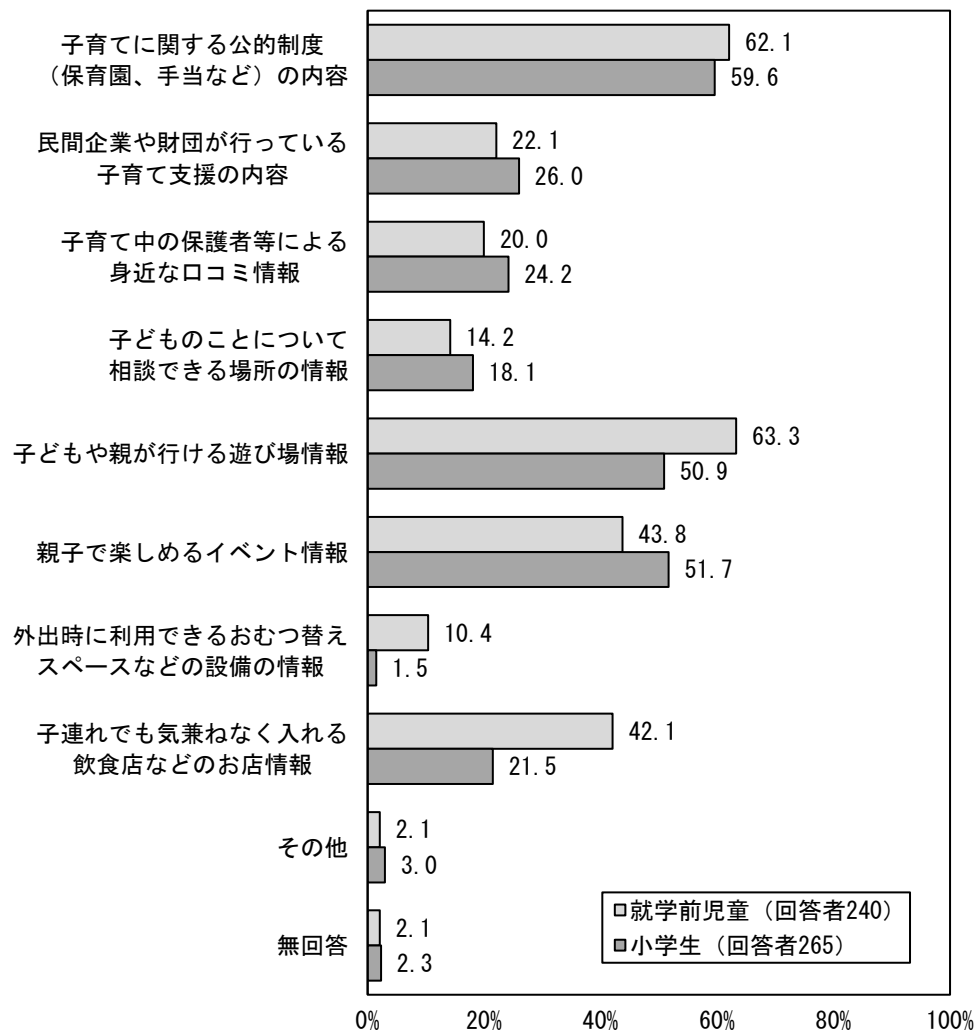
就学前児童・小学生調査（日ごろ子育てで悩んでいること）



子育て情報として欲しいものは、就学前児童では、「子どもや親が行ける遊び場情報」(63.3%)が最も多く、次いで「子育てに関する公的制度(保育園、手当など)の内容」(62.1%)、「親子で楽しめるイベント情報」(43.8%)となっています。

小学生では、「子育てに関する公的制度(保育園、手当など)の内容」(59.6%)が最も多く、次いで「親子で楽しめるイベント情報」(51.7%)、「子どもや親が行ける遊び場情報」(50.9%)となっています。

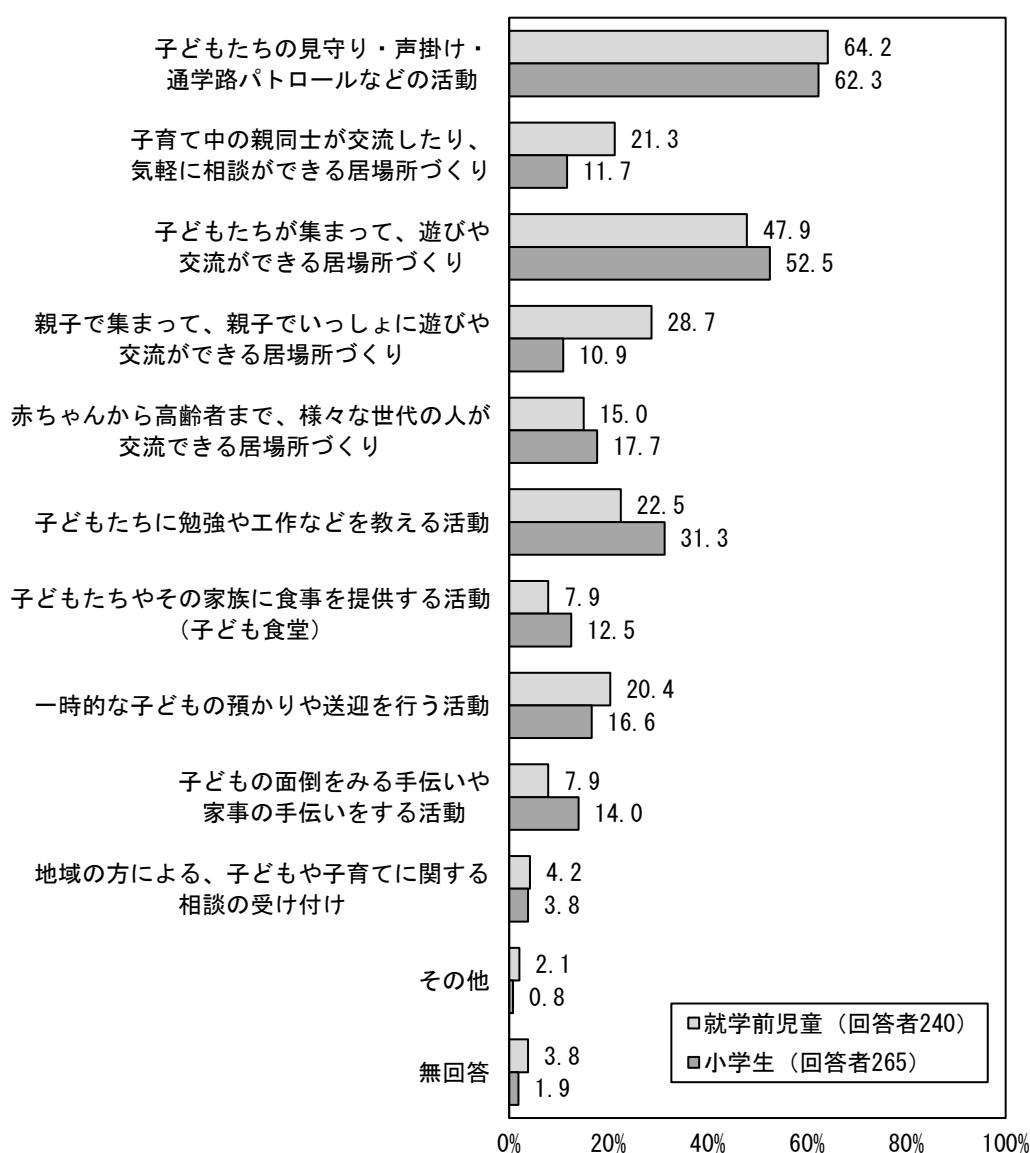
就学前児童・小学生調査(子育て情報として欲しいもの)



地域の方々が主体となっていく子育て支援の活動で望むものは、就学前児童では、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」（64.2％）が最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」（47.9％）、「親子で集まって、親子でいっしょに遊びや交流ができる居場所づくり」（28.7％）となっています。

小学生では、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」（62.3％）が最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」（52.5％）、「子どもたちに勉強や工作などを教える活動」（31.3％）となっています。

就学前児童・小学生調査（地域に望む子育て支援）



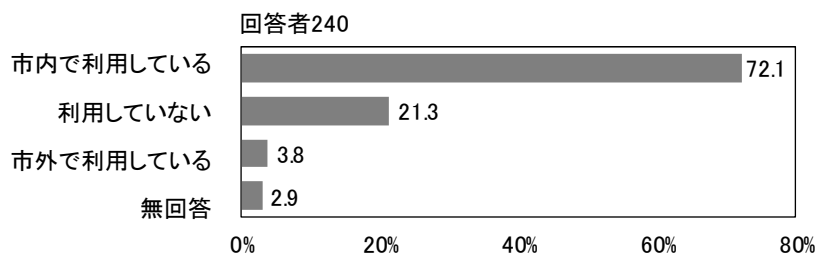
（２）質の高い幼児期の教育・保育の提供

- ◆ 子ども・子育て支援関連法に基づき、自治体は地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していく。
- ◆ こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。
- ◆ 市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要するこどもに関する専門知識を要する施策等を実施する。
- ◆ 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組を推進する。
- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮をする。
- ◆ 地域のニーズに対応した多様な子育て支援として、「地域子育て支援拠点」「一時預かり、幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」の充実を図る。
- ◆ 多様な保育サービスとして、ニーズに応じて「延長保育」「病児保育」などの充実を図るとともに、「地域型保育事業」「事業所内保育」の必要性について需要の動向に応じた検討を進める。

■ ニーズ調査結果より

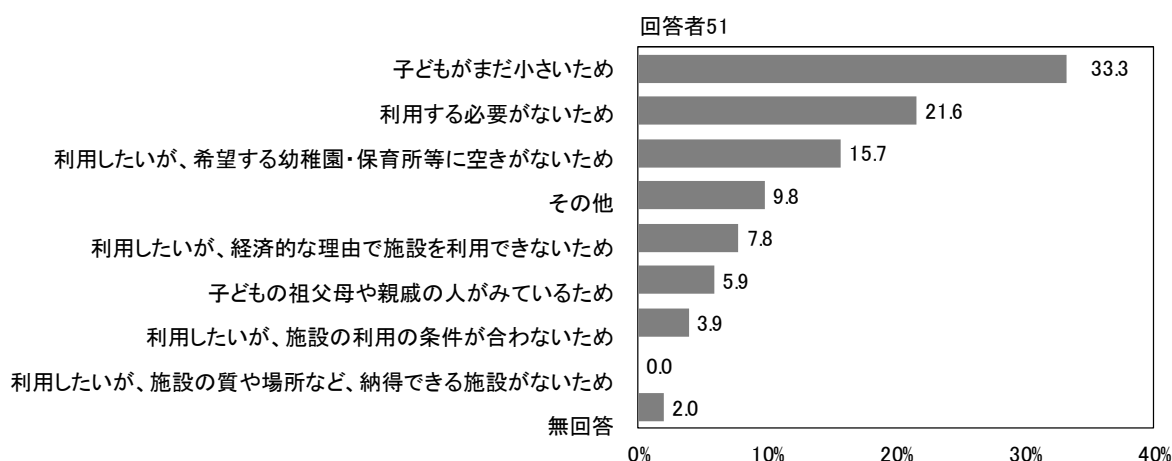
定期的な幼稚園・保育サービス等の利用は、「市内で利用している」（72.1％）が最も多く、次いで「利用していない」（21.3％）となっています。

就学前児童調査（定期的な幼稚園・保育サービス等の利用）



定期的な幼稚園・保育サービス等を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（33.3％）が最も多く、次いで「利用する必要があるため」（21.6％）、「利用したが、希望する幼稚園・保育所等に空きがないため」（15.7％）となっています。

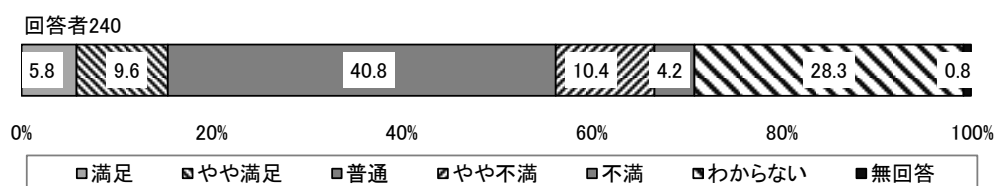
就学前児童調査（定期的な幼稚園・保育サービス等を利用していない理由）



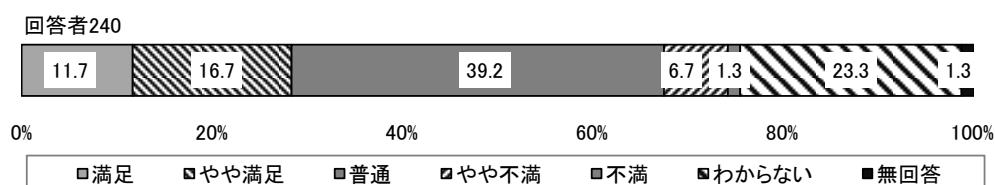
また、伊勢崎市における各種事業や施設の整備状況等、子育て環境についての満足度のニーズ調査の結果は以下のとおりです。

就学前児童調査（子育て環境についての満足度）

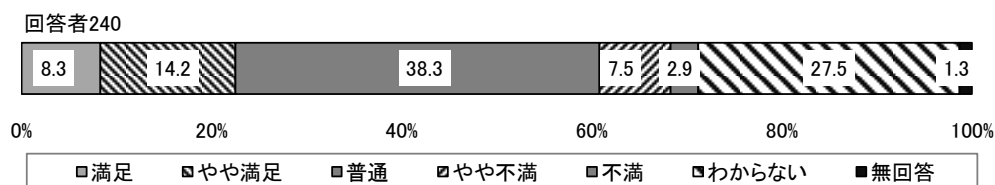
① 幼稚園・小学校の施設整備



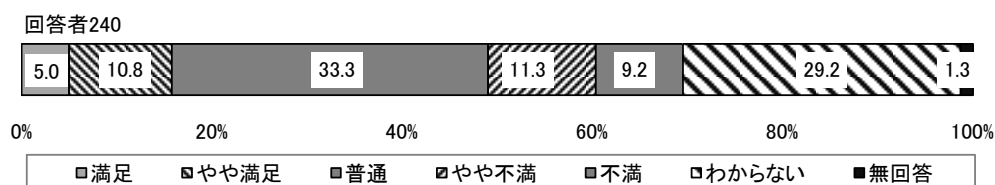
② 保育施設の施設整備



③ 就学前の教育・保育



④ 特別保育



（３）ひとり親家庭への支援

- ◆ わが国のひとり親家庭の相対的貧困率がＯＥＣＤ加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。
- ◆ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。
- ◆ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、日常生活支援事業、家計管理等の講習会などを実施する。
- ◆ 就業支援、養育費の確保等、経済的支援などが整備されているが、就業による自立には子育ての両立支援が不可欠である。

（４）配慮が必要なこどもと家庭への支援

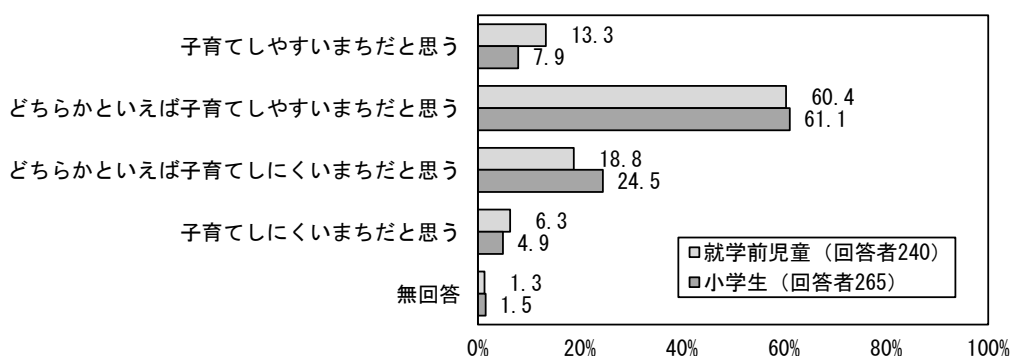
- ◆ 障害児など特別な支援が必要なこどもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要である。
- ◆ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和４年度には児童虐待防止法制定直前（平成１１年度）の約１８．４倍に当たる２１４，８４３件まで急増。
- ◆ 令和元年に「児童虐待防止法」「児童福祉法」が改正され、体罰の禁止、児童相談所（児相）の機能強化などが盛り込まれた。
- ◆ 平成３１年度からの障害者基本計画では「成人」と「こども」を分け、自治体に対し障害児福祉計画を新たに策定義務化した。
- ◆ 障害のあるこどもが、幼児教育の段階からその年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のないこどもと共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、こどもの頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（Ｒ６．４．１ 施行）」より）
- ◆ 障害のあるこどもやその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが課題となっている。

■ ニーズ調査結果より

伊勢崎市は子育てしやすいまちかは、就学前児童では、「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」(60.4%) が最も多く、次いで「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」(18.8%) となっています。

小学生では、「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」(61.1%) が最も多く、次いで「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」(24.5%) となっています。

就学前児童・小学生調査（伊勢崎市は子育てしやすいと思うか）



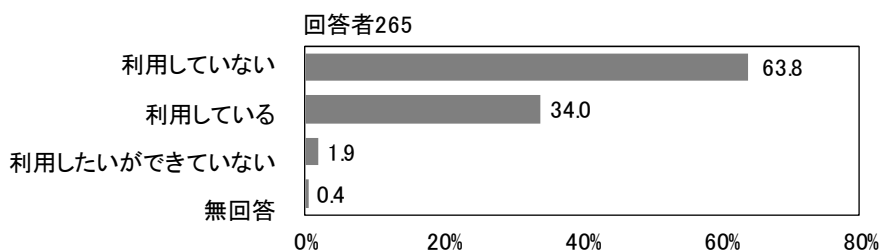
（５）こどもの健全育成

- ◆ 「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進する。
- ◆ 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。
- ◆ 設置趣旨（所管庁）の異なる「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的または連携運用が課題となっている。

■ ニーズ調査結果より

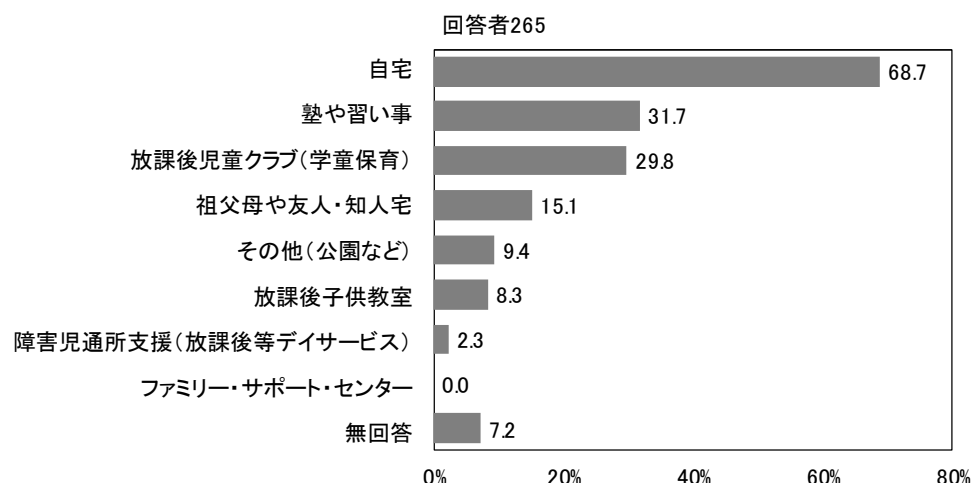
放課後児童クラブを利用しているかでは、「利用していない」(63.8%) が最も多く、次いで「利用している」(34.0%)、「利用したいができていない」(1.9%) となっています。

小学生調査（放課後児童クラブを利用しているか）



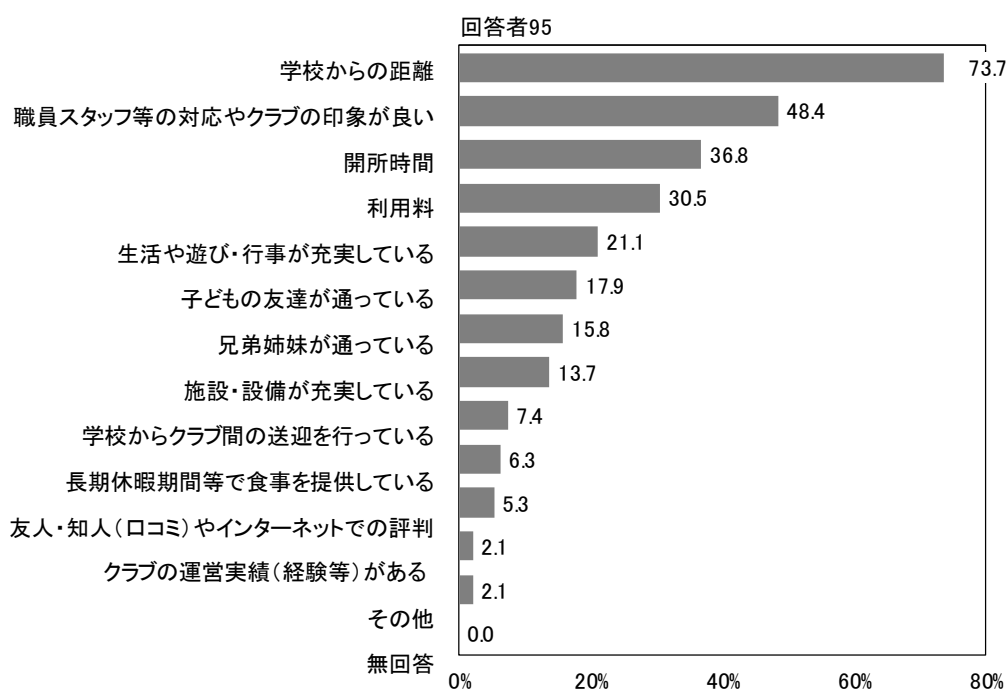
また、放課後（平日の小学校終了後）の時間を、どのような場所で過ごさせたいかでは、「自宅」（68.7％）が最も多く、次いで「塾や習い事」（31.7％）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（29.8％）となっています。※複数回答のため合計 100％を超えています

小学生調査（放課後の居場所）



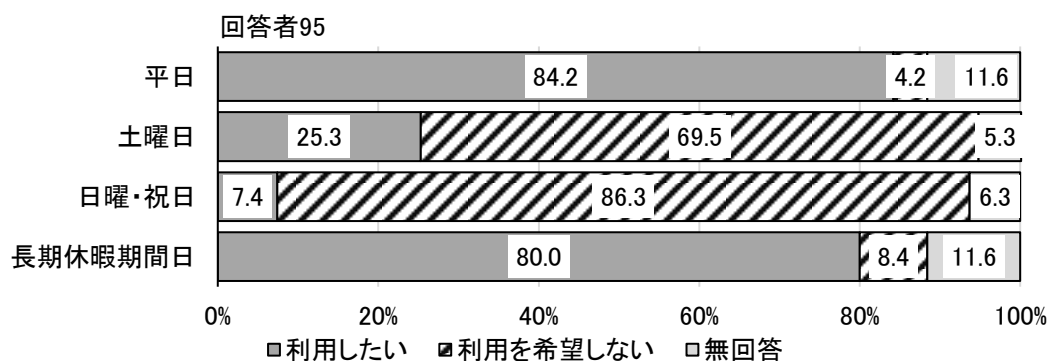
また、放課後児童クラブを選ぶ際に重視していることでは、「学校からの距離」（73.7％）が最も多く、次いで「職員スタッフ等の対応やクラブの印象が良い」（48.4％）、「開所時間」（36.8％）となっています。※複数回答のため合計 100％を超えています

小学生調査（放課後児童クラブを選ぶ際に重視していること）



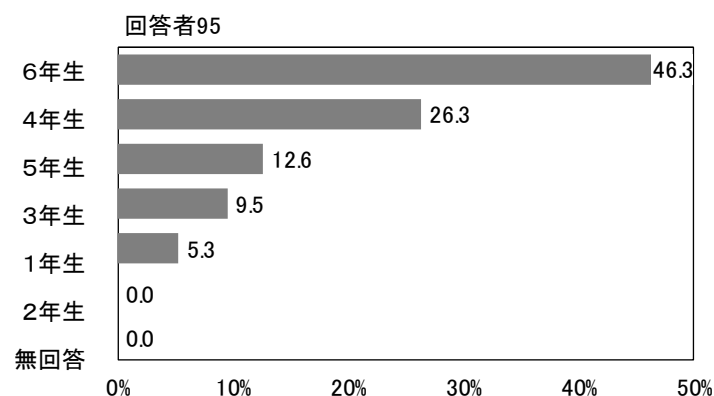
平日、土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間における放課後児童クラブの利用希望は、「平日」(84.2%) が最も多く、次いで「長期休暇期間」(80.0%)、「土曜日」(25.3%) となっています。

小学生調査（平日、土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間の利用希望）



放課後児童クラブをどの学年まで利用したいかでは、「6年生」(46.3%)が最も多く、次いで「4年生」(26.3%)、「5年生」(12.6%) となっています。

小学生調査（放課後児童クラブをどの学年まで利用したいか）



（６）子育て家庭の経済的負担の軽減

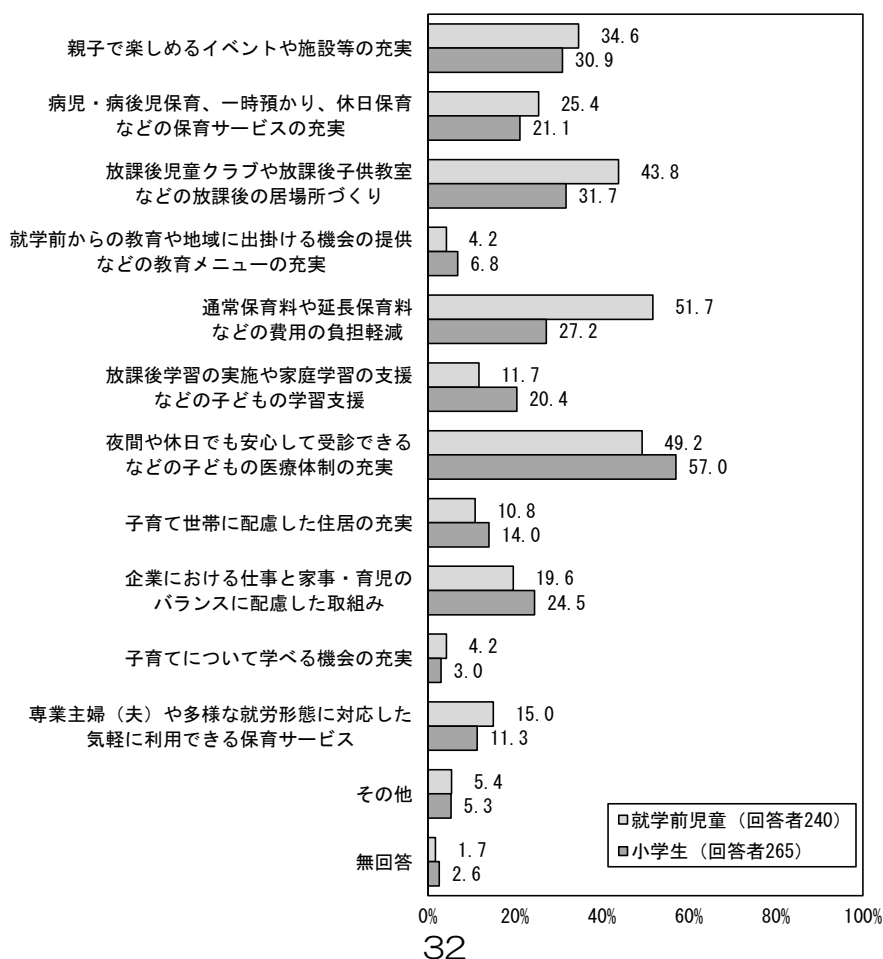
- ◆ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。
- ◆ 教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。
- ◆ 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化し、拡充する。

■ ニーズ調査結果より

子育て支援で充実が必要なことは、就学前児童では、「通常保育料や延長保育料などの費用の負担軽減」（51.7%）が最も多くなっています。

小学生では、「夜間や休日でも安心して受診できるなどの子どもの医療体制の充実」（57.0%）が最も多くなっています。※複数回答のため合計100%を超えています

就学前児童・小学生調査（子育て支援で充実が必要なこと）



第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3－1 計画の基本的な考え方

3－2 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 計画の基本的な考え方

(1) 本市の子ども・子育て支援施策の方向性

本計画の上位計画として位置付けている「第3次伊勢崎市総合計画」では、将来ビジョンである『えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき』の実現に向けた施策を推進するにあたり、子ども・子育て支援施策に係る政策として、「未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち」としています。

この政策の中から、本計画の子ども・子育て支援施策の目指す姿、基本方針の基となるものをまとめると、以下のとおりとなります。

施策の 目指す姿

ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。

施策の 展開方針

- ① 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
- ② 子育て環境の整備と施策の充実
- ③ 交流の場や情報交換の機会の充実



本計画は、上記を本市における子ども・子育て支援施策の方向性として位置付けるとともに、子ども・子育て会議でいただいた様々な意見を踏まえ、本市の子ども・子育て支援施策の在り方等を検討・協議しました。

3-2 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

(1) 計画の基本理念

本市では、上位計画である総合計画の将来ビジョンの実現とともに、こどもたちや、子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに子育てを支援する地域社会づくりを目指した施策の推進に取り組めます。

そこで、それぞれの家庭や親のライフスタイルに対応した出産及び子育ての支援を充実し、こどもを安心して産み育てることができる環境を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり決めました。

**未来の担い手が育ち、
全ての人
が成長し続けられるまち**



(2) 計画の基本目標

また、基本理念である「未来の担い手が育ち、全ての人々が成長し続けられるまち」に沿って、計画における基本目標を以下のとおり決めました。

ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心してこどもを産み育てることを目指します。

(3) 施策の体系図

本計画の施策の体系のイメージは、下図のとおりです。



上図のとおり、本計画では、基本理念及び基本目標に基づく子ども・子育て支援施策について、こどもや子育て時期を想定した4つのステージに区分し、併せて子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項については「子ども・子育て支援事業の実施」にまとめました。

(4) 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
未来の担い手が育ち、 全ての人が成長し続けられるまち	ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることを目指します	第4章 子ども・子育て支援施策の展開 ステージⅠ 妊娠・出産期 対象：妊娠～出産まで 1 子育てへの不安に対する支援 2 出産に向けた子育て環境づくりの支援 ステージⅡ 乳幼児期 対象：0歳～5歳（就学前まで） 1 良質で適正な教育・保育の提供 2 子育てへの不安に対する支援 3 保健・医療の確保 4 保育事業の充実 5 安全な子育て環境の整備 ステージⅢ 学童期 対象：6歳～11歳（小学生まで） 1 子育てへの不安に対する支援 2 安全教育の充実 3 家庭教育の支援 4 保健・医療の確保 ステージⅣ 各種施策の推進のために 1 子育て情報の充実 2 地域社会の子育て支援 3 子育て支援体制の構築 4 障害児支援 5 医療機関との連携 6 こどもの権利擁護 7 子育て世帯への経済的支援 8 子育てと就労の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
		第5章 子ども・子育て支援事業の実施 1 教育・保育の提供区域の設定 2 教育・保育の量の見込み及び確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
		第6章 子ども・子育て支援関連事業の実施 1 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画 2 「放課後児童対策パッケージ」の取組

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

ステージⅠ 妊娠・出産期

ステージⅡ 乳幼児期

ステージⅢ 学童期

ステージⅣ 各種施策の推進のために

ステージⅠ 妊娠・出産期

●現状と課題

妊産婦の健康はこどもの健康に影響を及ぼすため、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりと医療機関との連携の強化や妊産婦への相談・保健指導など、妊娠・出産を迎える妊産婦のからだとこころの健康を支援する体制づくりが望まれます。

また、現代社会の食生活の変化や生活環境の多様化を踏まえ、妊娠をきっかけに、望ましい食生活の重要性を認識し、健康な生活を送れるよう支援していくことが必要です。

●施策の方向性 『出産・育児に向けた子育て環境づくりの支援』 ● ● ● ● ●

子育てに関する相談支援体制の充実及び出産・子育てに関する情報提供の場の拡充に努め、様々な悩みを抱える妊産婦や夫（パートナー）からの相談に応じた支援を図るとともに、家族の支え合いや夫（パートナー）の子育てへの参画を促進します。

また、医療機関との連携を図り、安心して出産を迎えることのできる医療体制の充実を目指し、妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査等の受診勧奨や健康相談・保健指導などを実施し、妊婦及びこどもの健康の保持・増進を図るとともに、食生活について正しい知識を周知することで、安心安全な出産を支援します。

(1) 子育てへの不安に対する支援

No.	施策名	概要
1	相談体制の充実	妊娠・出産・子育てに関することや子育て支援の情報を提供するとともに、様々な子育て支援ニーズに対応する相談体制の充実に努めます。
2	協力して育児に取り組むための支援	妊婦と夫（パートナー）に両親学級への参加をすすめ、妊娠・出産・子育ての不安の軽減や協力して育児に取り組めるよう支援します。

（２）出産に向けた子育て環境づくりの支援

No.	施策名	概要
1	妊娠中からの子育て支援の充実	妊娠届出時や妊娠中、出産後の面談等により保健指導を充実することで、妊娠・出産・育児に向けて必要な情報が得られ、妊娠期を健康に過ごすことができるように支援します。また、周産期医療機関と連携し、安心安全な出産に向け妊産婦支援を推進します。

No.	施策名	概要
2	妊娠中の健康管理の支援	妊娠届出時に、妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査の受診を勧奨するとともに、安心安全な出産に向けた健康管理ができるよう保健指導を行います。
3	食育の推進	妊婦の健康保持及び望ましい体重増加に向けて、バランスの良い食生活の重要性を普及啓発するために、妊娠届出時や両親学級を通して、食に関する正しい知識を習得できるよう支援します。
4	母性・父性の育成	両親学級への参加をすすめ、妊娠期から母性・父性の育成とともに、父親の子育てへの参加を推進します。

妊娠・出産期における地域子ども・子育て支援事業

妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
	《事業目標（令和7～11年度）》 現状の体制を維持・継続
	《現状》 実施場所：医療機関 実施体制：妊婦健康診査受診票を14枚交付し妊娠週数に合わせて受診（多胎妊婦は5枚追加交付） 健診項目：24項目
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業
	《事業目標（令和7～11年度）》 伴走型相談支援事業を引き継ぎ、事業を継続

ステージII 乳幼児期

●現状と課題

新生児期から就学前の期間は、こどもの成長がめざましい時期であり、心身ともに健やかな発育、発達を促す必要があります。初めて経験する育児の不安やこどもの成長に合わせた育児方法の戸惑いに対応する支援も必要となります。

また、核家族化により孤独な中で育児を行っている場合も見られ、ニーズに合った支援の充実やこどもと親がともに育ち合える支援の必要性が強くなっています。

そして孤立した育児は虐待につながる危険性があることから、育児する者同士の交流の場を設定し、仲間づくりがスムーズに行えるような支援も必要となってきました。

このように、育児環境が変容する中、子育て支援に関係している機関との連携がより強く求められ、地域全体で支える切れ目のない支援体制の構築を進めていく必要があります。

●施策の方向性 『切れ目のない子育て支援』 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

従来の窓口対応及び子育て関係機関での相談対応や情報支援を充実させていくとともに、子育て世代のコミュニティの形成や、家庭教育学級・各種子育て講座等を通して「家庭（家族）での子育て」の重要性を提案していきます。

また、各種健診等を通じて乳幼児及び保護者のサポート体制を引き続き維持し、今後のニーズに応じた事業の拡充等運営方法を検討します。

さらに、子育てニーズに沿った様々な支援や保育サービスの提供体制の充実・周知を図るとともに、家庭での事故等の事例や対策に関する情報を提供し、こどもを安全に育てることができる環境づくりに取り組みます。

(1) 良質で適正な教育・保育の提供

No.	施策名	概要
1	教育・保育の充実	乳児期の保育及び幼児期の教育・保育が、こどもの健やかな成長と心身の発達において重要なものであることを踏まえ、こどもと保護者に対し、安定した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の提供や、地域における子育て支援等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行います。
2	教育・保育の質的向上の推進	幼稚園・保育施設での幼児教育・保育、幼稚園での預かり保育や子育て支援など、就学前教育の在り方などを検討します。また、家庭や地域社会との連携を考慮し、乳幼児にとってよりよい教育・保育体制を目指して、関係機関と協議します。 施設の老朽化対策や幼児教育・保育ニーズの変化に応じた施設の適正配置など、こどもや保護者にとって安全で快適な保育環境の提供を推進します。 幼稚園教諭や保育士等への研修の充実などによる資質の向上や、処遇改善等の労働環境への配慮に努めるとともに、事業者への適切な支援、指導監督を行うことにより、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、幼保こ・小※連携の推進として、小学校との連携や職員の交流、情報共有を行うとともに、特別な支援が必要なこどもへの配慮に努め、小学校教育との円滑な接続に取り組みます。
3	円滑な保育施設の受入環境の充実	年度途中に発生する保育需要に柔軟に高めるとともに、希望にできる限り寄り添った保育施設の提供体制を確保するため、特に低年齢児を中心とする施設の増設等を視野に入れた適正な供給体制の構築に努めます。 このために、保育環境の充実のための施設整備等によるハード面の対策と、保育の担い手となる人材の確保策を確実にするためのソフト面の対策を両面から進めていくことで、保育施設への入所円滑化を着実なものとしします。
4	教育・保育人材の確保、就労支援の促進	関係団体と連携したうえで、市内の保育施設の特色や魅力をPRすることで、保育士として働くことの不安を解消し、現役世代だけでなく中高生等の若い世代も、やりがいを感じられるような取組を推進します。また、国や県の制度を注視したうえで、保育現場の負担軽減や保育人材の離職防止や復職支援策について引き続き調査研究を進めるとともに、私立保育施設に対する運営経費の給付を通じた保育士の処遇改善に取り組みます。

※幼保こ・小：幼稚園、保育園、認定こども園、小学校

(2) 子育てへの不安に対する支援

No.	施策名	概要
1	子ども・子育て支援に関する情報提供の充実	出産や子育てに関することや子育て支援の情報などを掲載した出産・子育て支援ノートブックを作成し、施設等に設置して情報提供を行うとともに、子育てに関する相談窓口や訪問事業などを通じて配布します。また、情報提供について、更なる充実を図られるよう努めます。
2	育児不安を軽減する相談事業の充実	子育てに関する相談窓口において、育児に対する不安を軽減できるよう、様々な子育てに関する相談に対応します。また、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポート等の支援を行います。さらに、離乳食の不安に対する離乳食講習会やこどもの成長発達に対する専門的な相談を行うなど、相談事業の充実を図ります。
3	居場所づくりの推進	こどもが安心安全に過ごすことができるよう児童館等の子育て関連施設や社会教育施設を活用する取組を検討します。また、地域の団体や機関と連携して、親子で自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
4	学習機会の充実	家庭教育学級や各種子育て講座など、子育てに関する学習機会の拡充に努めるとともに、父親の子育てへの参画の重要性を提案し、推進します。

(3) 保健・医療の確保

No.	施策名	概要
1	訪問指導の充実	健康推進員と連携して乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、子育て情報の提供を行います。また、保健師や助産師等の連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。
2	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査を充実し、疾病の早期発見・早期治療と、こどもの成長発達に合わせた子育て相談を通して育児に対する不安を軽減できるよう支援を行います。また、3歳児までに明らかにされにくく、集団保育上で顕著になる発達の課題等の早期発見を行うため、市内保育施設や認定こども園、幼稚園を巡回する5歳児健康診査を実施し、発達支援体制を築き、こどもの成長発達と子育て不安を抱える保護者支援に取り組みます。
3	食育の推進	乳幼児期は、生涯の健康につながる望ましい食生活の基礎づくりであるため、乳幼児健康診査を活用し、家庭と連携して食育活動を推進するとともに、保育所等においては、給食や体験型学習を通して「食」の大切さを周知します。 また、地域の食文化の継承と理解を深めることに努めます。
4	アレルギーに関する情報提供の充実	食物アレルギーに関する情報を窓口相談等で提供し、保護者への正しい知識の普及に努めます。

No.	施策名	概要
5	歯科保健対策の充実	乳幼児健康診査等でのむし歯予防のための個別相談を行い、生涯を通じた切れ目のない歯科保健対策を行います。
6	予防接種の円滑な推進	感染症の発症と蔓延を予防するため、定期予防接種を推進します。

(4) 保育事業の充実

No.	施策名	概要
1	特別保育の充実	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業など、子育てニーズに沿った多様な保育サービスの提供体制の充実を図ります。
2	相互援助活動の促進	子育ての手助けをしたい人とこどもを一時預かって欲しい保護者との橋渡しをし、子育て世帯の負担を軽くするファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、会員の拡大と利用の活性化を図ります。
3	多様な主体が本制度に参入することへの促進	地域における必要性に応じて、新たな事業者の参入促進などを検討します。

(5) 安全な子育て環境の整備

No.	施策名	概要
1	事故防止の啓発	出生届時や各種母子保健事業などあらゆる機会を捉えて、家庭環境やこどもの発達段階に応じた適切な事故予防を啓発するとともに、相談体制を充実します。
2	緊急時対処法の周知	家庭でよく起こる事故やその予防策、さらには、事故が起こったときの対処法について、ホームページでの子育て関連情報提供に組み入れ、内容の充実に努めます。また、保育所・幼稚園において防犯・防災教育を推進していきます。

乳幼児期における地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
	≪現状≫ 実施体制：健康推進員や助産師、保健師による訪問
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
	≪現状≫ 実施体制：助産師や保健師による訪問
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 必要に応じて事業の実施について検討
一時預かり事業（一般型）	不定期の就労や緊急、一時的な理由で家庭における保育が困難となった乳幼児を保育施設等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園等に在籍する幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保育を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設においてこどもを預かる事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
病児病後児保育事業	保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに急性疾患の回復期にある児童を一時的に預かる事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育ての手伝いをして欲しい人（利用会員）と、子育ての支援を行いたい人（援助会員）からなる会員組織で、利用会員の一時的・突発的な保育のニーズに応じて援助活動を行う事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 利用ニーズに応じた適正で柔軟なサービスが提供できるよう、広く制度の周知を図り、援助会員の適切な確保に努める
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育施設等において通常の開所時間を超えて保育を実施する事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 令和8年度からの制度化に向けた準備を進める
産後ケア事業	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 必要に応じて事業の拡充について検討

ステージⅢ 学童期

●現状と課題

放課後児童の健全育成や保護者の就労支援として、放課後児童クラブや児童館の活用を進めています。放課後児童の健全育成を求めるニーズが高まっている中、放課後児童クラブの整備及び放課後子供教室の拡充を図ってきました。

今後は、放課後児童クラブの質の向上や放課後子供教室の実施内容の更なる充実を図りつつ、ニーズに応じた子育て支援が必要です。

●施策の方向性 『居場所づくりの推進』

本市では、放課後児童の健全育成や保護者の就労支援として、放課後児童クラブの質の向上や放課後子供教室の実施内容の充実を図り、子育て世帯を支援します。

また、引き続き関係機関との連携を強化し、安全教室・講話、訓練を実施し、保護者・事業者などへの情報の周知の徹底とこどもの安全を守るための施策を実施します。

さらに、食生活の管理を習慣づけることができるように、食への教育に取り組み、アレルギーのあるこどもへの対策や、教育関係者や保護者などへのアレルギー知識の留意点の情報提供などに取り組みます。

(1) 子育てへの不安に対する支援

No.	施策名	概要
1	居場所づくりの推進	こどもが安心安全に過ごすことができるよう児童館等の子育て関連施設や社会教育施設を活用する取組を検討します。また、地域の団体や機関と連携して、親子で自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
2	放課後児童対策の拡充	放課後児童の健全育成を目的に、放課後児童クラブの安定的な事業継続に努めるとともに、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準条例等に基づいて、衛生的に管理され安全が確保された児童クラブの質的向上を目指します。また、放課後子供教室の実施方法等について検討します。
3	相互援助活動の促進	子育ての手助けをしたい人とこどもを一時預かって欲しい保護者との橋渡しをし、子育て世帯の負担を軽くするファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、会員の拡大と利用の活性化を図ります。

(2) 安全教育の充実

No.	施策名	概要
1	交通安全教育の推進	警察や交通指導員等の協力のもと、できるだけ実際の場面の中の具体的な題材を取り入れた交通安全教室を開催し、こどもの危機回避能力の育成に努めます。また、教育内容を保護者に知らせることなどにより、家庭においても交通安全教育が行われるように配慮します。
2	防犯教育の推進	学校等で実施している防犯訓練において、警察等の協力のもと、できる限り体験学習形式を取り入れ、犯罪から身を守る対処の仕方について理解を深めます。また、教育内容を保護者に知らせることなどにより、家庭においても防犯教育が行われるように配慮します。
3	防災教育の推進	学校等で実施している避難訓練において、消防署等の協力のもと、できる限り体験学習形式を取り入れ、自然災害などから身を守る対処の仕方について理解を深めます。また、教育内容の周知を図り、避難訓練などを通じて保護者や地域の方々の参加を促進し、地域ぐるみの防災教育が行われるように配慮します。

(3) 家庭教育の支援

No.	施策名	概要
1	学習機会の充実	家庭教育学級や各種子育て講座など、子育てに関する学習機会の拡充に努めるとともに、父親の子育てへの参画の重要性を提案し、推進します。また、PTAと連携を図り、保護者への情報発信と学習機会の提供を行い、家庭教育の支援に努めます。

(4) 保健・医療の確保

No.	施策名	概要
1	健康診断の充実	こどもの健康の保持増進を図るため、関係機関と連携し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、健康状態を把握しながら、適切な保健指導を行います。
2	食育の推進	生涯の健康につながる「食の大切さ」を、家庭や地域、関係団体と連携して普及啓発し、給食や体験型学習を通して、自らが望ましい食生活確立できるように様々な機会を活用して「食育」を推進します。また、公立幼稚園・学校・給食施設・保護者・生産者・地域等が連携して食育の推進を図るとともに、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進し、地域の食文化の継承と理解を深めることに努めます。
3	アレルギーのあるこどもへの支援	家庭や関係機関と情報を共有し、共通理解のもと食物アレルギーや生活関連物質等に関する最新の知識の習得に努め、保護者への正しい知識の普及を進めます。

学童期における地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 現状の体制を維持・継続しつつ、必要に応じた整備を図る

児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 地域の実情を踏まえ、実施に向けた研究・検討を進める

学童期におけるその他の子育て支援事業

放課後子供教室	小学校の余裕教室や公民館を活用して、こどもたちの安全・安心な居場所を提供するとともに、地域の方々の参画を得て、学習や体験的な活動を実施する放課後対策事業
	≪事業目標（令和7～11年度）≫ 実施方法等について研究・検討を進める

ステージⅣ 各種施策の推進のために

●現状と課題

近年の社会状況の変化により、障害児やひとり親家庭が増えており、様々な支援に取り組む必要があります。

さらに、仕事と育児の両立のための「ワーク・ライフ・バランス」の推進や、子育て世帯への経済的支援についても継続して行う必要があります。

●施策の方向性 『更なる子育て支援のために』

様々な悩みを持つ保護者に対し、適切な情報を提供できるような支援体制を構築し、総合的な子育て支援環境の整備を図り、基本理念である「未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち」の推進に向けて、各施策・事業に取り組みます。

また、各ステージの子ども・子育て支援事業を補完するとともに、国・県と連携し、各施策の推進を行います。

(1) 子育て情報の充実

No.	施策名	概要
1	情報提供の拡充と一元化	各種手当や子育て支援制度、子育て関連の施設やイベント情報など、拡大する子育て関連情報を収集し、一元的に管理、提供できる体制づくりを目指します。 また、ホームページ上での子育て関連情報の提供拡充を図り、子育て関連の公共施設などで実施することにも関わる講座、会議、大会、イベント等の情報を一体化するとともに、ネットワーク化を図り、子育て情報を得やすい環境を整えます。 特に教育・保育施設等の情報提供においては、利用者支援事業として展開される子育てコンシェルジュ制度を実施し、子育て相談の総合支援体制の整備を図り、子育て関連施設の有効活用を図ります。
2	ネットワークの構築	子育て関連団体や組織のネットワークづくりとして、代表者等による連絡協議会において、情報交換や協力体制の構築を図ります。なお、この協議会には学校や、保健・福祉行政も参加し、関係機関との連携も図ります。

(2) 地域社会の子育て支援

No.	施策名	概要
1	子育て関連団体活動のネットワーク構築	子育て関連で活動している各種団体間での連絡体制を構築し、ネットワーク化を図り、連携したイベントを開催するとともに開催内容、開催日時への配慮、活動の相互協力、交流促進を図ります。
2	仲間づくりと交流の促進	公民館活動を契機とした自主的な子育てサークルの発足を促すとともに、様々な子育てを支援する子育て経験者や高齢者の方などのボランティアの協力を得られるよう働きかけを継続し、活動場所を提供します。

(3) 子育て支援体制の構築

No.	施策名	概要
1	ひとり親家庭の支援	母子・父子自立支援員や民生委員・児童委員の相談指導活動により、こどもの発達段階や家庭環境に応じた、各種支援策の適切な活用を促進を図ります。
2	総合的支援体制の確立	経済的支援のみならず、子育て生活支援や就労支援、相談体制の充実など、総合的な支援体制の確立を目指します。

(4) 障害児支援

No.	施策名	概要
1	障害のあるこどもへの支援	発達に不安や心配がある児童に対する支援として、こども発達支援センターにおいて臨床心理士などの有資格者を配置し、発達に必要な相談支援の充実を図ります。また、必要に応じた支援サービスを利用できるように関係機関の情報の提供拡充を図っていきます。さらに、学校等においては、園内・校内委員会などを設置し、特別支援教育コーディネーターが中心となり、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などのこどもへの支援の充実を図ります。
2	障害者理解の促進	障害に関する正しい知識や障害のある人への対応の仕方などを広く周知するとともに、お互いにふれあえる交流機会の創出に努め、障害や障害のある人に対する理解促進を目指します。
3	社会参加促進	障害のある人が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるように、手話奉仕員などによるコミュニケーション支援、声の広報等の発行による情報支援、スポーツ教室など各種事業への参加支援を充実します。
4	障害者施策の総合的推進	障害のある人もない人も共に暮らせるまちづくりを目指し、総合的な施策の展開を図ります。

(5) 医療機関との連携

No.	施策名	概要
1	医療体制の充実	伊勢崎佐波医師会及び伊勢崎市民病院と連携を図り、小児救急医療体制の充実に努めます。
2	情報提供の拡充	休日夜間の救急診療体制をはじめ、急な病気に対する家庭での対処方法の周知やこども医療電話相談（#8000）の普及など初期救急医療における情報を提供します。

(6) こどもの権利擁護

No.	施策名	概要
1	子どもを守る地域ネットワークの充実	保健師や民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、警察、医療機関等による「要保護児童対策地域協議会」の連携強化を図り、児童虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた体制の充実に努めます。 また、児童虐待防止に関係するスタッフによる、ケースワークや対処法等の研修拡充に努めるほか、児童虐待に関する相談や通報窓口の周知徹底を図ります。
2	こどもの人権擁護意識の啓発	子どもの権利条約や児童憲章など、こどもの人権に関する啓発を強化し、こどもの人権擁護に努めます。
3	一時避難所の確保	児童相談所などの県機関と連携し、被害にあったこども等の一時避難所の確保を進め、一時保護体制の構築を推進します。

(7) 子育て世帯への経済的支援

No.	施策名	概要
1	医療費の無料化	医療費の一部負担金を市が福祉医療費として負担することにより、必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実に努めます。
2	児童手当などの給付	子育て家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。
3	保育所・幼稚園等の保育料の軽減	家庭の所得状況に応じて幼児教育・保育に係る保護者負担を軽減します。
4	多子世帯への保育料の軽減	条件により第2子、第3子以降のこどもの保育所や幼稚園等の保育料を減免することにより、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。
5	実費徴収に係る補足給付	世帯所得の状況等により、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成します。
6	放課後児童クラブの利用料の軽減	家庭の所得状況等に応じて、放課後児童クラブの利用に係る保護者負担を軽減します。

No.	施策名	概要
7	就学援助	経済的理由により小中学校等に就学させることが困難な家庭に学校教育に必要な費用を援助します。
8	妊産婦健康診査の一部助成	妊産婦家庭の負担軽減のため、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成を行います。
9	妊婦歯科健康診査の助成	妊婦の健康の保持増進とおなかのこどもの成長を助けるため、妊娠期の歯科健康診査にかかる負担軽減を図ります。
10	不妊等治療費の助成	不妊や不育で悩む夫婦の経済的及び精神的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、不妊、不育治療に要する費用の一部を助成します。
11	新生児聴覚検査の助成	先天性の聴覚障害を早期発見・早期治療・療育への支援につなげ、こどもの健やかな成長発達を促すため、検査費用の一部を助成します。
12	妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を行うとともに、妊婦に対して給付金を支給します。
13	1か月児健康診査の助成	生後間もない時期の疾病や異常を早期に発見し、乳児の健康の保持増進を図るため、健康診査費用の一部を助成します。

(8) 子育てと就労の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

No.	施策名	概要
1	各種支援制度等の情報提供の充実	男女雇用機会均等に関する法律や、育児・介護休業に関する法律、短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律、家内労働に関する法律など、労働に関する法律について、関係機関と連携し、わかりやすい解釈とともに、企業や労働者双方への周知を図ります。また、再就職セミナーの開催や各種資格取得制度、企業等雇用者側に対する各種助成制度に関する情報の収集と提供を強化します。
2	男性の子育てへの参画の推進	両親学級等を通じて男性の参加啓発を継続して行うなど、伊勢崎市男女共同参画計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方を促進し、男性の子育てへの参画の推進を図ります。

各種子育て支援施策における地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業	子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
	≪事業目標（令和７～１１年度）≫ 現状の体制を維持・継続
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
	≪事業目標（令和７～１１年度）≫ 現状の体制を維持・継続し、連携・機能強化を図る
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等により、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業
	≪事業目標（令和７～１１年度）≫ 現状の体制を維持・継続
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育て等の支援を実施する事業
	≪事業目標（令和７～１１年度）≫ 必要に応じて事業の実施について検討を進める
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適正な関係性の構築を図る事業
	≪事業目標（令和７～１１年度）≫ 必要に応じて事業の実施について検討を進める

第5章 子ども・子育て支援事業の実施

- 5－1 教育・保育の提供区域の設定
- 5－2 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- 5－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

5-1 教育・保育の提供区域の設定

●教育・保育提供区域については、全市1区域とします。

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本市では、区域の範囲について、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域のこども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を下記の1区域と設定しました。

◆本市の教育・保育施設の状況



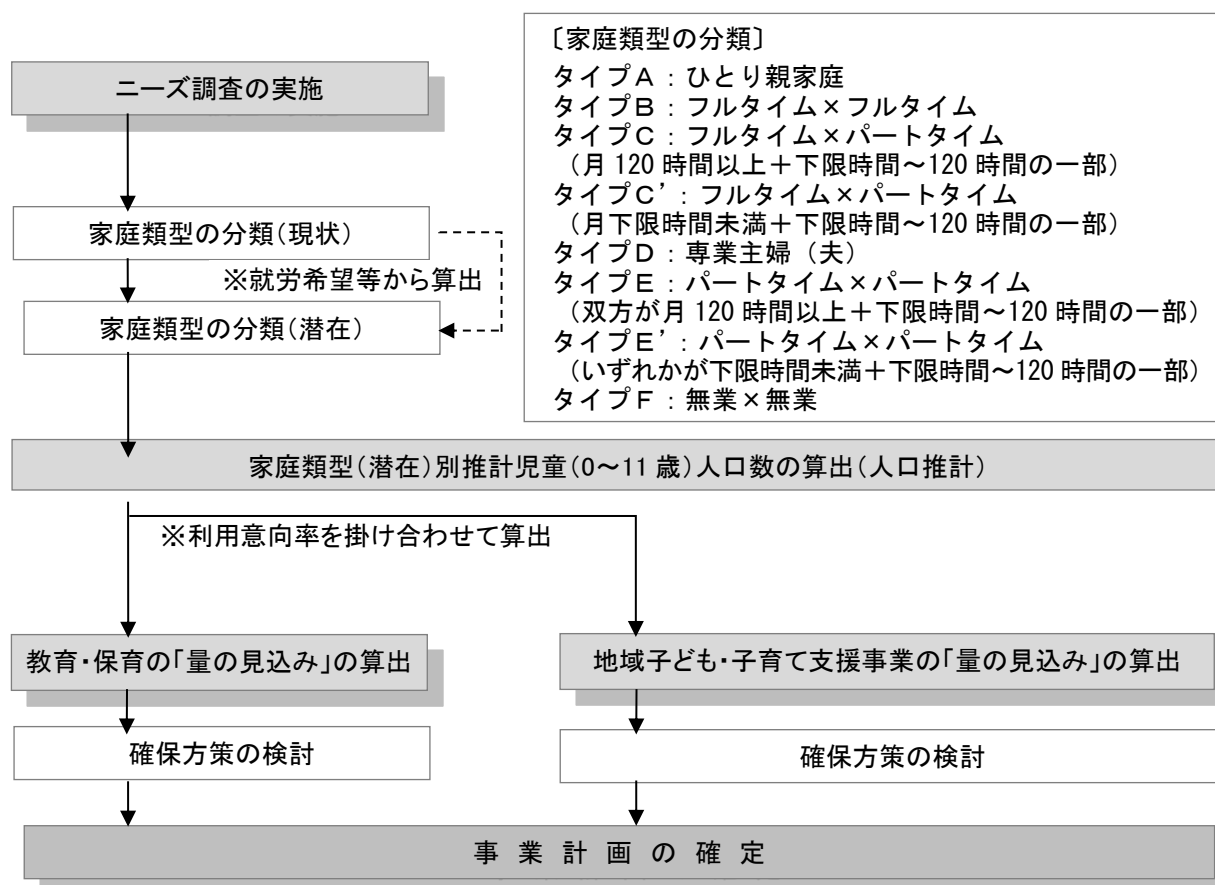
5-2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（利用ニーズ）は、子育て支援ニーズ調査の結果を基に算出し、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き等に基づき、人口推計や施設整備等の実態を踏まえ算出します。

（１）「量の見込み」の算出手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、ニーズ調査のうち、就学前児童調査及び小学生調査の結果を基に、以下のとおり算出する方法があります。国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』に沿って算出する方法であり、その流れは次のとおりとなっております。本市では、この考え方を参考に、実際の教育・保育施設の利用実績や人口推計等を考慮しながら、教育・保育の量の見込みを算出しました。

目標事業量算出の流れ（参考）



※ニーズ調査を基に算出することを基本としつつ、算出した量の見込みに補正が必要な場合は、事業の利用状況など地域の実情を踏まえて算出することとされています。

（２）こどもの人口推計

「ニーズ量」の算出基礎として、本計画期間におけるこどもの人口推計を次のとおり行いました。年少人口は減少傾向にあり、令和 11 年には 23,914 人となり、令和6年と比較すると 1,911 人の減少と推計されます。

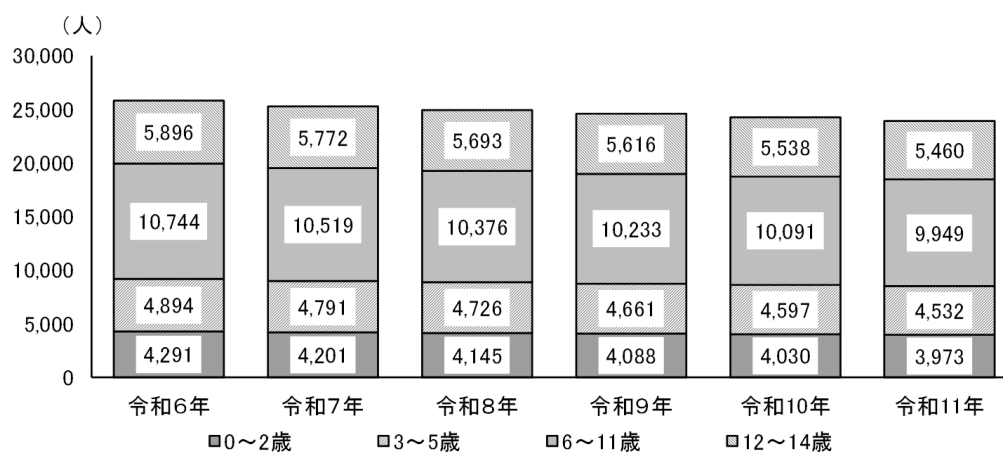
こども人口の推移（人）

年 齢	実数	推計				
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
合計	25,825	25,283	24,940	24,598	24,256	23,914
0	1,330	1,302	1,285	1,267	1,249	1,232
1	1,440	1,410	1,391	1,372	1,352	1,333
2	1,521	1,489	1,469	1,449	1,429	1,408
3	1,570	1,537	1,516	1,495	1,475	1,454
4	1,636	1,602	1,580	1,558	1,537	1,515
5	1,688	1,652	1,630	1,608	1,585	1,563
6	1,679	1,644	1,622	1,599	1,577	1,555
7	1,705	1,669	1,647	1,624	1,601	1,579
8	1,814	1,776	1,752	1,728	1,704	1,680
9	1,862	1,823	1,798	1,773	1,749	1,724
10	1,822	1,784	1,759	1,735	1,711	1,687
11	1,862	1,823	1,798	1,774	1,749	1,724
12	1,915	1,875	1,849	1,824	1,799	1,773
13	1,979	1,937	1,911	1,885	1,859	1,833
14	2,002	1,960	1,933	1,907	1,880	1,854

※ 令和 6 年実数は群馬県年齢別人口調査報告書より

※ 推計値は「伊勢崎市人口ビジョン」に基づく数値を採用

※ 年齢別の数値は令和 6 年実数の各年齢の比率に応じ按分



（３）教育・保育の量の見込み及び確保方策

保育施設や認定こども園、幼稚園等の利用者の実績や、人口の推計を考慮し、令和７年度以降の利用者の見込みを算出します。なお、第２期計画期間における実績は以下のとおりです。

《第２期計画期間 実績》

実施時期（年度）		令和２年度					令和３年度			
区分		年齢	３～５歳		０歳	１，２歳	３～５歳		０歳	１，２歳
		認定	１号	２号	３号		１号	２号	３号	
①実人員		(人)	1,377	3,555	504	1,941	1,269	3,481	550	1,970
②利用定員	特定教育・保育施設	(人)	1,603	3,244	520	2,028	1,596	3,252	526	2,035
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	－	－	－	320	－	－	－
	特定地域型保育事業	(人)		－	－	－		－	－	－
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	2	6		12	4	10
	認可外保育施設 (企業主導型保育施設は除く)	(人)		－	－	－		－	－	－
過不足（②－①）		(人)	546	▲299	18	93	647	▲217	▲20	75

実施時期（年度）		令和４年度					令和５年度			
区分		年齢	３～５歳		０歳	１，２歳	３～５歳		０歳	１，２歳
		認定	１号	２号	３号		１号	２号	３号	
①実人員		(人)	1,187	3,449	562	1,962	1,070	3,483	516	1,996
②利用定員	特定教育・保育施設	(人)	1,571	3,238	551	2,064	1,366	3,260	562	2,078
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	－	－	－	320	－	－	－
	特定地域型保育事業	(人)		－	－	－		－	－	－
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	4	10		12	4	10
	認可外保育施設 (企業主導型保育施設は除く)	(人)		－	－	－		－	－	－
過不足（②－①）		(人)	704	▲199	▲7	112	616	▲211	50	92

実施時期（年度）		令和6年度（10月時点）				
区分		年齢	3～5歳		0歳	1，2歳
		認定	1号	2号	3号	
①実人員		(人)	1,015	3,506	436	1,937
②利用定員	特定教育・保育施設	(人)	1,366	3,632	470	1,798
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	—	—	—
	特定地域型保育事業	(人)		—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	4	10
	認可外保育施設 (企業主導型保育施設は除く)	(人)		—	—	—
過不足（②－①）		(人)	671	138	38	▲129

次に、保育施設や認定こども園、幼稚園等の利用者の実績や、人口の推計などから算出した、令和7年度以降の利用者のニーズが「①量の見込み」であり、そのニーズに対して利用者の受け皿となるのが「②確保方策」となります。

《第3期計画期間 量の見込み及び確保方策》

実施時期（年度）			令和7年度					令和8年度					
区分		年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		認定	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み			(人)	911	3,472	550	884	1,046	864	3,435	545	878	1,045
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	1,343	3,648	478	807	1,006	1,343	3,651	485	814	1,013	
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	—	—	—	—	320	—	—	—	—	
	特定地域型保育事業	(人)		—	4	4	4		—	4	4	4	
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	2	2	4		12	2	2	4	
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設は除く）	(人)		—	—	—	—		—	—	—	—	
過不足（②—①）			(人)	752	188	▲66	▲71	▲32	799	228	▲54	▲58	▲24

実施時期（年度）			令和 9 年度					令和 10 年度					
区分		年齢	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		認定	1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号			
①量の見込み			(人)	827	3,388	539	869	1,040	802	3,341	533	856	1,031
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	1,321	3,654	492	821	1,020	1,321	3,624	497	826	1,025	
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	—	—	—	—	320	—	—	—	—	
	特定地域型保育事業	(人)		—	4	4	4		—	4	4	4	
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	2	2	4		12	2	2	4	
	認可外保育施設 (企業主導型保育施設は除く)	(人)		—	—	—	—		—	—	—	—	
過不足（②—①）			(人)	814	278	▲41	▲42	▲12	839	295	▲30	▲24	2

実施時期（年度）			令和 11 年度					
区分		年齢	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		認定	1 号	2 号	3 号			
①量の見込み			(人)	788	3, 294	526	844	1, 020
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	1, 296	3, 594	502	831	1, 030	
	確認を受けない幼稚園	(人)	320	—	—	—	—	
	特定地域型保育事業	(人)		—	4	4	4	
	企業主導型保育施設の地域枠	(人)		12	2	2	4	
	認可外保育施設 (企業主導型保育施設は除く)	(人)		—	—	—	—	
過不足（②—①）			(人)	828	312	▲18	▲7	18

5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業（19事業）の量の見込み並びにそれに対する確保方策について定めることとなっています。

本計画では、そのうち算出義務のない2事業を除き、17事業の地域子ども・子育て支援事業について、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き等に基づき、量の見込み及び確保方策を定めます。

地域子ども・子育て支援事業の概要

No.	事業名	事業概要
1	利用者支援事業	子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
	特定型 （子育てコンシェルジュ）	保育サービスに関する相談に応じ、保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行うもの
	こども家庭センター型	母子の健康の保持及び増進に関する支援、また、虐待等への予防的な対応や個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応を行うもの
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
3	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
4	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
6	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業

No.	事業名		事業概要
7	一時預かり事業	一般型	不定期の就労や緊急、一時的な理由で家庭における保育が困難となった乳幼児を保育施設等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
		幼稚園型	幼稚園等に在籍する幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保育を行う事業
8	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設においてこどもを預かる事業
9	病児病後児保育事業		保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに急性疾患の回復期にある児童を一時的に預かる事業
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		子育ての手伝いをして欲しい人（利用会員）と、子育ての支援を行いたい人（援助会員）からなる会員組織で、利用会員の一時的・突発的な保育のニーズに応じて援助活動を行う事業
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業		世帯所得の状況等により、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業
12	延長保育事業		就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育施設等において通常の開所時間を超えて保育を実施する事業
13	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
14	子育て世帯訪問支援事業		訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育て等の支援を実施する事業
15	児童育成支援拠点事業		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
16	親子関係形成支援事業		児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適正な関係性の構築を図る事業
17	妊婦等包括相談支援事業		主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
19	産後ケア事業		出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 地域子ども・子育て支援事業の第２期計画における実績について

地域子ども・子育て支援事業の第２期計画期間の事業実績について、次のとおりとなっています。

地域子ども・子育て支援事業の第２期計画期間の実績

No.	事業名		単位	第２期計画期間の実績			
				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1	利用者支援事業		ヶ所	2	2	2	2
2	地域子育て支援拠点事業		延利用回数/年	9,111	6,059	6,888	8,553
3	妊婦健康診査		延回数/年	19,048	18,252	17,618	16,072
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		実人数/年	662	580	1,308	1,331
5	養育支援訪問事業		実人数/年	302	218	258	256
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		実施の有無	○	○	○	○
6	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		実施の有無	—	—	—	—
7	一時預かり事業	一般型	延利用人数/年	3,395	3,571	3,557	3,429
		幼稚園型	延利用人数/年	20,829	21,892	23,805	25,584
8	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		延利用人数/年	13	18	56	38
9	病児病後児保育事業	病児	延利用人数/年	1,148	1,503	1,476	1,908
		病後児		13	161	127	75
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		延利用人数/年	2,394	2,804	3,897	3,484

No.	事業名	単位	第2期計画期間の実績			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施の有無	○	○	○	○
12	延長保育事業	実人数/年	1,702	2,096	1,954	1,910
13	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	実人数/月	2,635	2,709	2,864	2,946

② 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の推移一覧

地域子ども・子育て支援事業について、第2期計画の実績や人口の推計等を考慮しつつ必要な箇所に補正を行った結果、本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は次のとおりとなります。

また、併せて「量の見込み」に対する「確保方策」も次のとおり定めます。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の推移一覧

No.	事業名	区分	方策・単位等		第3期計画				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	利用者支援事業	特定型	量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1
			確保方策	ヶ所	1	1	1	1	1
		こども家庭センター型	量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1
			確保方策	ヶ所	1	1	1	1	1
2	地域子育て支援拠点事業		量の見込	延利用回数/年	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
			確保方策	ヶ所	6	6	6	6	6
3	妊婦健康診査		量の見込	延回数/年	19,418	19,124	18,844	18,564	18,284
			確保方策	年	19,418	19,124	18,844	18,564	18,284
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		量の見込	実人数/年	1,302	1,285	1,267	1,249	1,232
			確保方策	年	1,302	1,285	1,267	1,249	1,232
5	養育支援訪問事業		量の見込	実人数/年	252	248	244	240	236
			確保方策	年	252	248	244	240	236
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		事業実施の有無		○	○	○	○	○

No.	事業名	区分	方策・単位等		第3期計画				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6	多様な主体の参入促進事業		実施の有無		—	—	—	—	—
7	一時預かり事業	一般型	量の見込	延利用	3,230	3,180	3,130	3,080	3,030
			確保方策	人数/年	3,330	3,280	3,230	3,180	3,130
			実施場所等	ヶ所	33	33	33	33	33
		幼稚園型	量の見込	延利用	28,750	29,800	28,750	27,700	26,600
			確保方策	人数/年	28,750	29,800	28,750	27,700	26,600
			実施場所等	ヶ所	17	17	17	17	17
8	子育て短期支援事業	ショートステイ	量の見込	延利用	50	50	50	50	50
			確保方策	人数/年	90	90	90	90	90
		トワイライトステイ	量の見込	延利用	5	5	5	5	5
			確保方策	人数/年	10	10	10	10	10
9	病児病後児保育事業	病児	量の見込	延利用	2,100	2,200	2,130	2,070	2,030
			確保方策	人数/年	2,200	2,300	2,230	2,170	2,130
		病後児	量の見込	延利用	94	94	94	94	94
			確保方策	人数/年	144	144	144	144	144
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		量の見込	延利用	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144
			確保方策	人数/年	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144
11	実費徴収補足給付事業		実施の有無		○	○	○	○	○
12	延長保育事業		量の見込	実人数/年	1,840	1,820	1,790	1,760	1,730
			確保方策		1,840	1,820	1,790	1,760	1,730
			実施場所等	ヶ所	43	43	43	43	43
13	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1年生	量の見込	実人数/月	832	803	772	741	707
		2年生			912	768	736	709	678
		3年生			675	739	619	592	568
		4年生			524	445	492	413	389
		5年生			274	274	230	261	218
		6年生			140	136	143	113	137
		合計			3,357	3,165	2,992	2,829	2,697
		合計	確保方策	実人数/月	3,574	3,574	3,574	3,574	3,574
14	子育て世帯訪問支援事業		量の見込	延利用人数/年	48	48	48	48	48
			確保方策	延利用人数/年	96	96	96	96	96

No.	事業名	方策・単位等		第3期計画				
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
15	児童育成支援拠点事業	量の見込	実人数/年	—	—	—	—	—
		確保方策	実人数/年	—	—	—	—	—
16	親子関係形成支援事業	量の見込	実人数/年	—	—	—	—	—
		確保方策	実人数/年	—	—	—	—	—
17	妊婦等包括相談支援事業	量の見込	妊娠届出数	1,387	1,366	1,346	1,326	1,306
			1組当たり面談回数	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
			面談実施合計回数	2,818	2,778	2,738	2,698	2,659
		確保方策	延利用回数/年	2,818	2,778	2,738	2,698	2,659
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込	延利用時間/年	14,700	14,200	13,900	45,600	44,800
		確保方策	延利用時間/年	49,000	47,600	46,500	152,200	149,500
19	産後ケア事業	量の見込	延利用人数/年	1,187	1,543	1,899	2,255	2,612
		確保方策	延利用人数/年	1,187	1,543	1,899	2,255	2,612

第6章 子ども・子育て支援関連事業の実施

6－1 次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画

6－2 「放課後児童対策パッケージ」の取組

6—1 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、平成 21 年度に策定した「伊勢崎市次世代育成支援行動計画（後期計画）」は、平成 22 年度から平成 26 年度までの行動計画となっていました。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和 7 年 3 月まで 10 年間延長され、さらに令和 6 年 5 月の改正で有効期限が令和 17 年 3 月 31 日まで再延長されました。同法で定める「市町村行動計画」については、策定は任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされました。

そこで、本市では、本計画の策定にあたっては次世代育成支援行動計画の内容を本計画に盛り込み、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として位置付けて一体的に策定することとしました。

6—2 「放課後児童対策パッケージ」の取組

国において平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」、平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

また、「新・放課後子ども総合プラン」は、令和 5 年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるとされています。

(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152 万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況である。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和 5～6 年度に取り組む内容をまとめたものである。

（２）放課後児童対策の具体的な内容について

① 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

- ・放課後児童クラブを運営する人材の確保
- ・適切な利用調整の支援実施

② 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

- ・放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保
- ・多様な居場所づくりの推進
- ・質の向上に資する研修の充実等

（３）本市の整備計画等について

本市では、今後、多様化する各家庭のニーズに対応し、市内の児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため、次の通り整備し、事業を実施していきます。

第３期計画目標数値

項目	設置数					
	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
放課後子供教室	12	12	12	12	12	12
うち校内交流型	5	5	5	5	5	5
うち連携型	7	7	7	7	7	7

第7章 推進体制

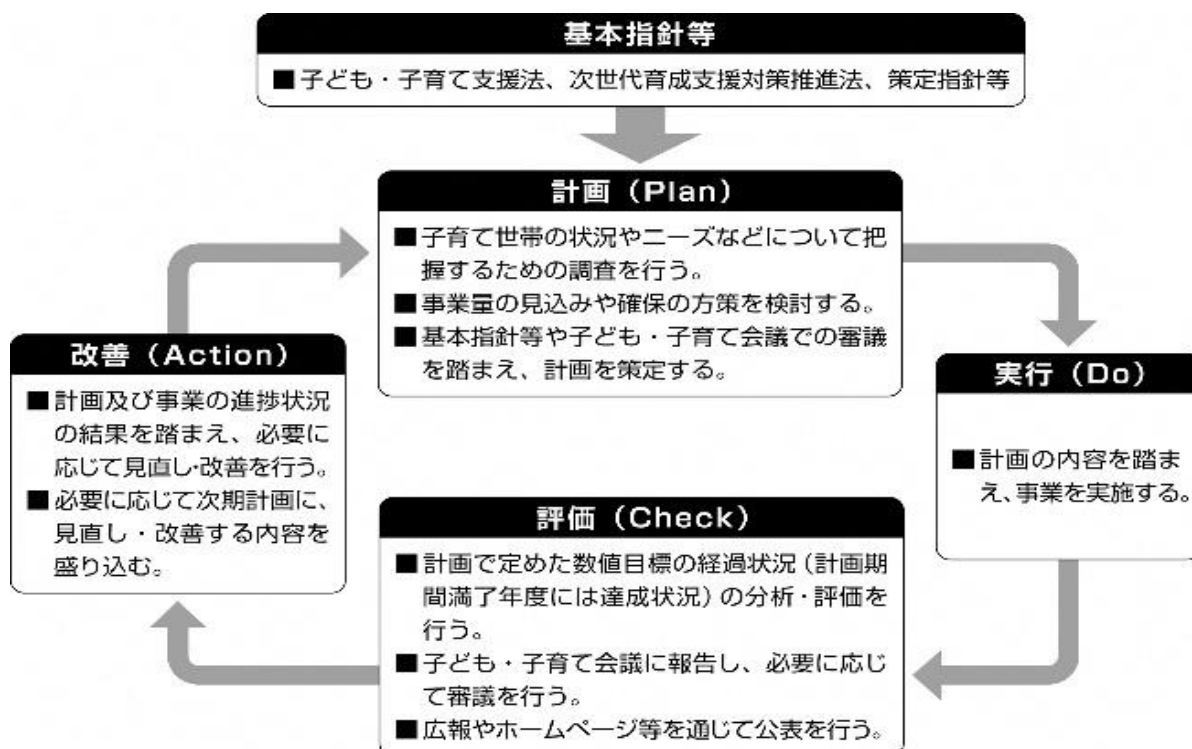
7－1 計画の推進に向けて

7-1 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

本計画の推進に向けて、各事業が円滑に実施されるよう、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、子ども・子育て会議に報告をするほか、広報や市ホームページ等を通じて公表に努めます。



(2) 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報について、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障害児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や子育て支援の基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

（４）計画の推進に向けて

よりよい子ども・子育て支援環境の実現に向けて、保育所、幼稚園及び認定こども園等の施設との連携と協力のもと、計画の推進に向けて取り組みます。

また、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により、伊勢崎市全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。

資料編

- 8－1 会議・審議に係る資料
- 8－2 用語解説

8-1 会議・審議に係る資料

(1) 伊勢崎市子ども・子育て会議条例・組織及び運営に関する規則

伊勢崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する審議会として、伊勢崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を所掌する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢崎市子ども・子育て会議の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢崎市条例第30号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、伊勢崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者 6人以内
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者 9人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 1人以内
- (4) 伊勢崎市区長会を代表する者 1人以内
- (5) 伊勢崎市民生委員・児童委員連絡協議会を代表する者 1人以内
- (6) 伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会を代表する者 1人以内
- (7) 伊勢崎市子ども会育成会連絡協議会を代表する者 1人以内
- (8) 伊勢崎市小学校校長会を代表する者 1人以内

(庶務)

第3条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部子育て支援課において処理する。

(運営)

第4条 子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第15号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 伊勢崎市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

種 別	所 属	氏 名
(1)子どもの保護者	公募	コサク ヨウヘイ 古作 洋平
	公募	エハラ ミチコ 江原 実智子
	伊勢崎市立幼稚園 PTA 連絡協議会	クロサワ リナ 黒澤 梨名
	伊勢崎佐波私立幼稚園 PTA 連合会	イダ ミサト 井田 美里
	伊勢崎市 PTA 連合会	ホシノ マサエ 星野 政江
	伊勢崎市児童センター母親クラブ	マルバシ フミヨ 丸橋 布美代
(2)子ども・子育て支援に関する 事業に関係する者	伊勢崎市社会福祉協議会	クボタ カツオ 久保田 勝夫
	伊勢崎市私立保育園会	マツモト ノリコ 松本 典子
	伊勢崎佐波私立幼稚園協会	ヤナギサワ ヨシヒト 柳澤 慶仁
	伊勢崎学童保育指導員会	ウエダ カナ 上田 佳奈(～R6.9.30) サイトウ リョウヘイ 齊藤 良平(R6.10.1～)
	伊勢崎市自立支援協議会	コグレ エミ 小暮 絵美
	伊勢崎市健康推進員協議会	キクイリ ユミコ 菊入 裕美子
(3)学識経験者	東京福祉大学	サノ ヨウコ 佐野 葉子
(4)同会を代表する者	伊勢崎市市長会	ナカニシ タモツ 中西 保
(5)同会を代表する者	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	モリムラ キョウイチロウ 森村 恭一郎
(6)同会を代表する者	伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会	クロサワ ヒロタカ 黒澤 弘孝
(7)同会を代表する者	伊勢崎市子ども会育成会連絡協議会	オギワラ タカオ 荻原 孝夫
(2)子ども・子育て支援に関する 事業に関係する者	群馬県立伊勢崎特別支援学校	ミズタニ ヨシコ 水谷 佳子
(8)同会を代表する者	伊勢崎市立小中学校長会	ミヤザキ タカヒロ 宮崎 孝宏
(2)子ども・子育て支援に関する 事業に関係する者	伊勢崎市幼稚園長会	ニシカワ アケミ 西川 明美
	伊勢崎市保育職員連合会	タカハシ トシエ 高橋 利恵

(3) 伊勢崎市子ども・子育て会議 議事経過

日 程	議 事
令和5年度 第1回子ども・子育て会議 令和5年10月10日 14:20～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・子ども・子育て会議の概要について ・子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和5年度 第2回子ども・子育て会議 令和5年12月12日 14:00～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和5年度 第3回子ども・子育て会議 令和6年3月13日 14:00～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画に係る協議事項について ・子ども・子育て支援事業計画に係る報告事項について
令和6年度 第1回子ども・子育て会議 令和6年6月28日 14:00～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について ・第3期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年度 第2回子ども・子育て会議 令和6年9月27日 14:00～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・第3期子ども・子育て支援事業計画における各種事業等の量の見込み及び確保方策について ・第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和6年度 第3回子ども・子育て会議 令和6年11月18日 14:00～ 於:市役所 東館3階 災害対策室	議題 ・令和7年度小規模保育事業(A型)の認可について ・第3期子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和6年度 第4回子ども・子育て会議 令和7年2月7日 10:00～ 於:市役所 北館4階 会議室	議題 ・第3期子ども・子育て支援事業計画(案)について ・第2期子ども・子育て支援事業計画に係る協議事項について ・第2期子ども・子育て支援事業計画等に係る報告事項について

8-2 用語解説

あ 行

- ・新しい経済政策パッケージ

平成 29 年に少子高齢化を克服するため閣議決定されたもの。幼児教育や高等教育の無償化、待機児童の解消など、子育て世帯や子どもたちに、政策資源を投入することとしている。

- ・伊勢崎市人口ビジョン

令和 32 年までの今後目指すべき方向や人口の将来展望を示している。

- ・IoT (Internet of Things)

あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。

- ・ADHD (Attention-deficit/hyperactivity disorder) (注意欠陥多動性障害)

話を集中して聞けない、作業が不正確、なくしものが多いなどの「不注意」、体を絶えず動かしたり離席したりする、おしゃべり、順番を待てないなどの「多動性」「衝動性」の特性がみられる発達障害の一つ。

- ・OECD (経済協力開発機構)

先進国 38 か国が加盟する国際機関で、活動目的は OECD 設立条約にて①世界経済の発展、②途上国の経済の健全な拡大、③貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する、と定義され、経済と関係する事象は幅広くその活動範囲に含まれる。

か 行

- ・核家族

ひと組の夫婦とその未婚のこどもからなる家族。

- ・学習障害 (LD : Learning Disabilities)

知的発達の遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力のうち、1 つ以上の習得・活用に困難を示す発達障害のこと。

- ・家庭教育学級

理想的な家庭環境づくりや健やかなこどもの成長を目指して、親として必要な知識や子育ての在り方等を学ぶ事業のこと。

- **家庭相談員**

家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う専門員。

- **教育振興基本計画**

教育基本法に基づく教育に関する総合計画。

- **教育・保育給付**

「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

- **健康推進員**

概ね 200 世帯に 1 人の割合で、区長の推薦に基づき市長が委嘱する委員であり、保健事業に関して市民に周知・勧奨し、実施協力するとともに、行政と市民のパイプ役を努め、健康づくりの意識が高まるよう活動をしている。

- **高機能自閉症**

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

- **国勢調査**

我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。

- **子育て安心プラン**

平成 30～令和 2 年度までの 3 か年計画で、待機児童の解消と女性の就業率 8 割を目指し行った施策。

- **こども医療電話相談**

保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できるもの。

- **子ども会育成会連絡協議会**

市内にある子ども会育成会で構成され、子ども会活動の向上発展と子どもの健全育成に寄与することを目的としている団体のこと。

- **こども基本法**

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。また、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

- **子ども・子育て会議**

国において、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当時者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして設置した会議。地方自治体においても、地方版子ども・子育て会議を設置している場合が多い。

- **子ども・子育て関連3法**

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を総称したもの。

- **子どもの権利条約**

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた国際条約のこと。わが国は、平成6年に批准している。

- **こども発達支援センター**

心身に障害のある児童及び発達に不安又は心配のある児童並びにその保護者を対象とし、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練、並びに発達に必要な相談支援などの実施により、児童等に対する福祉の増進と発達の総合的な支援を図ることを目的とした施設。

- **こどもまんなか社会**

子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標のこと。

- **こども未来戦略**

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年に閣議決定されたもの。

さ 行

- ・次世代育成支援対策推進法

平成 15 年に施行された法律であり、育児環境の整備を図るため、国においては行動計画策定指針、地方公共団体・企業においては、行動計画の策定について定めたものの。

- ・施設型給付

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。

- ・児童虐待

保護者がその監護する児童に対して行う身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢や拒否）のこと。

- ・児童憲章

昭和 26 年に制定された児童のための憲章。

- ・児童相談所

都道府県、指定都市等が設置する機関で、こどもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。虐待の相談以外にもこどもの福祉に関する様々な相談を受け付けている。

- ・児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

- ・社会福祉協議会

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間の福祉団体のこと。

- ・周産期医療

「周産期」とは妊娠 22 週から出生後満 7 日未満までの期間をいい、この時期は母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。この期間は、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現する。

- **障害児福祉計画**

児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保及び円滑な実施を目的とし、都道府県や市町村が策定する計画。

- **障害者基本計画**

障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、国が策定する障害者のための施策に関する基本的な計画。

- **人工知能（AI：Artificial Intelligence）**

人間が知能によって遂行している問題解決や意思決定といった能力を、コンピューターをはじめとする機械を用いて模倣および再現するもの。

- **新・放課後子ども総合プラン**

平成 30 年 9 月に策定された国のプラン。平成 26 年 7 月に策定された放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の待機児童の早期解消、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の連携の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、放課後児童対策のプランのこと。

- **総合計画**

地方自治体の最上位計画として位置付けられるもので、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画。

た 行

- **待機児童**

入所申請、条件を満たしているものの、定員超過等により、保育所等に入所できない状態にある児童のこと。

- **男女共同参画計画**

男女が互いに人権を尊重しつつ、性差に関りなく就労や地域活動等において、その個性と能力を発揮することのできる社会を促進する計画。

- **地域型保育給付**

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的とする。

- **地域福祉計画**

社会福祉法に基づき、地域福祉を計画的、網羅的に推進するために市町村が策定する計画。

- **特定子ども・子育て支援施設**

新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等のうち、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業。

- **特定教育・保育施設**

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、子どものための教育・保育給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた施設のこと。

- **特別支援教育コーディネーター**

小中学校等において、特別支援教育を中心的に推進する教諭のこと。

は 行

- **パートタイム**

パートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」（パートタイム労働法）を指し、「通常の労働者」とは、事業所において社会通念にしたがい「通常」と判断される労働者をいう。この「通常」の判断は、業務の種類ごとに行い、「正社員」、「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者をいう。

- **パブリックコメント**

市民参加の方法であり、一般的に「市民意見公募」や「市民意見提出」などと訳され、国や地方自治体においては、政策に関するものの内容について、広く市民意見や提案を募集する手段として実施されるもの。

- **伴走型相談支援事業**

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援事業。

- **ビッグデータ**

「多種多様かつ巨大なデータ群」のこと。文章だけでなく、画像、動画、音声などの様々な形式のデータ群を指し、日常生活の中で絶えず生成されている。

- ・フルタイム（常勤）

「パートタイム」項で説明した正規型の労働者の所定の労働時間をいう。

- ・HECS（Higher Education Contribution Scheme）

大学等の授業料を政府と学生がそれぞれ負担し、学生は授業料相当分を、在学中に納付するのではなく、卒業後に所得に応じて納付するオーストラリアでの仕組みのこと。

- ・放課後子供教室（連携型・校内交流型）

「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」が連携して、すべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶ。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼ぶ。

- ・放課後児童クラブ

学童保育ともいう。クラブ運営は公設公営、公設民営、民設民営の形態がある。

- ・母子・父子自立支援員

ひとり親の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う専門員。

や 行

- ・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること
ものこと。

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、児童虐待の早期発見、対応、
家庭への支援を行う組織。

ら 行

- ・両親学級

妊婦とパートナーと一緒に妊娠・出産・育児について学んだり、赤ちゃんのお世話を体験したりする場。

- ・臨床心理士

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の「こころ」の問題にアプローチする「心の専門家」。

わ 行

・ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」を指し、就労時間以外（余暇）における結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、キャリア形成や地域活動への参加などに個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現できる状態や考え方のことをいう。

第3期 伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：伊勢崎市

編集：伊勢崎市 福祉子ども部 子育て支援課

所在地：〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話：0270-24-5111（代表）